

---

平成27年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成27年3月17日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成27年3月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第3 報告第6号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第4 議案第57号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(質疑)
- 日程第5 議案第58号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第6 発議第1号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第3 報告第6号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第4 議案第57号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(質疑)
- 日程第5 議案第58号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第6 発議第1号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 

出席議員(15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 魚谷 洋一君  | 2番 平川 敏郎君  |
| 3番 田中隆太郎君  | 4番 広田 清晴君  |
| 5番 荒川 政義君  | 6番 中本 博明君  |
| 8番 今元 直寛君  | 9番 尾元 武君   |
| 10番 平野 和生君 | 11番 吉田 芳春君 |
| 12番 濱本 康裕君 | 13番 新山 玄雄君 |
| 14番 小田 貞利君 | 15番 松井 岑雄君 |
| 16番 久保 雅己君 |            |
- 

欠席議員(1名)

7番 魚原 満晴君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君                      議事課長 中村 和江君  
書 記 岡本 義雄君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	前崎 浩二君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	升谷 高広君			
会計管理者兼会計課長	……………				松本 康男君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君

---

午前9時30分開議

○議長(久保 雅己君) おはようございます。3月5日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長(久保 雅己君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。15番、松井岑雄議員。

○議員(15番 松井 岑雄君) おはようございます。質問に入る前に、2ページ目の質問書を見ていただきまして5番目、5番が地位産業となっておりますけども、地域産業に改めますので、訂正しておわびを申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

地方創生戦略の推進について、我が国の人口は減少局面に入っています。また若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっております。このままでは人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域の皆様がさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまいます。

このような状況を踏まえ、政府は、昨年11月に成立したまち・ひと・しごとの創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5カ年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定をいたしました。さらに都道府県や市町村には2015年度までに、地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられています。

まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正すると記されています。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活のインフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体との連携などが基本理念として上げられています。

この地方創生の鍵は、地方が自立につながるように、地方資源を生かし責任を持って戦略を推進できるかどうかと言えます。しかし自治体によっては、計画策定のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は戦略づくりを支援するために、国家公務員や大学研究者などを派遣する制度を設けるとしています。また、地域の事情をよく知るNPO法人や民間団体とも連携することも重要です。

そこで質問です。

1つ目、まち・ひと・しごを創生する戦略を立てるための人材の確保について、どのようにお考えになっておられますか。2つ目、周辺市町村との連携のあり方について、3つ目、地方移住の推進についての現状と今後について、4つ目、結婚・出産・子育て・教育の環境整備の現状と今後について、5番目、地域産業の競争力強化や企業の取り組みについてであります。

2番目の質問に入ります。津海木海岸への離岸堤の設置と一文字波止場の1メートルのかさ上げをお願いするものであります。

昨今では、海面の水位が非常に高くなりまして、部落の皆様の安心・安全性が懸念されております。東南海地震等を考慮しても、住民の皆様からは、一日も早い設置をお願いしたいとの御要望もいただいております。早期実現のために御努力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、2点の質問を終わります。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、松井岑雄議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材の確保についてどのようにお考えなのかという御質問でございます。

松井議員さんのまち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材の確保についてどのようにお考えなのかということでございますが、平成26年11月28日にまち・ひと・しごと創生法が成立をいたしまして、法の成立に合わせた予算審議を経て平成27年2月3日には、国の平成26年度補正予算が成立をいたしたところであります。

これを受けまして、本町におきましても、国の補正予算で対応する地域住民生活等緊急支援のための交付金事業、これを地方消費の喚起または生活支援型という2つのタイプがありますが、この事業の中でのプレミアムつきの商品券や地方創生先行型事業の実施については後ほど補正予算も提出させていただきますので、ここでも御議論いただきたいと思いますが、その先行型と位置づけられました取り組みの中で、地方版の総合戦略策定に係る経費を盛り込むことといたしておりますが、戦略の策定に当たり、国は人口ビジョン及び策定のために雇用する専門家を活用することは認めるが、起草自体は地方公共団体みずからが行う必要があるといたしております。

また、石破地方創生担当大臣から地方公共団体への書簡の中でも、皆さんのところにもお配りしていると思いますが、策定に当たっては各地方公共団体が主体性を発揮しつつ、さまざまな年齢層の住民を初め、産・官・学・金・労・言というふうに言われておりますが、後ほどまた御説明しますが、これらもろもろの関係者の意見を広く聞いていただくとともに、成果目標や客観的な評価指標、KPI—重要業績評価指標というもの、KPIと言われておるんですが、これの設定、そしてPDCAサイクル、これは事業の計画をPLAN、実施をDO、評価をCHECK、改善をACTION、これを継続的に行うこと、要するにPDCAを繰り返し行い、進めていかなければならないというふうに言及をされております。

国においても地域経済分析等の情報面の支援、「地方創生人材支援制度」や「地方創生コンシェルジュ制度」等による人的支援、さらには税財政制度等の支援などさまざまな面において地方を支えるというふうに明言をいただいております。

周防大島町におきましても、国や専門家の知識をかりながら町の状況を見きわめ、町の特性に合わせた周防大島町総合戦略の策定を行ってまいります。

そのためには今住んでいる住民の方がどのように考え、どうすべきなのかという意見を反映させたものにする必要がありますので、町内の各種団体や住民からの意見を広く聞く機会をつくりたいと思っております。

また、総合戦略集約に際しましては、町内の事業者、金融機関、雇用者・福祉関係者、言論機関などの各種団体や個人または国や山口県、さきに連携協定を行いました、協定を締結いたしま

した山口大学とかまたは大島商船高等専門学校、周防大島高校等にも参画協力をいただき、早い時期に策定素案をお示しできるようにしたいと考えておるところでございます。

次に、周辺市町との連携のあり方についての御質問をいただきました。

地方創生への取り組みの中で平成27年度中に策定を義務づけられている地方版の総合戦略には、「地方に雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標が掲げられております。

市町を包括する山口県は、昨年来、村岡県政のもとで「未来チャレンジプラン」を策定しておりますが、「チャレンジプラン策定本部」を「山口県活力創出本部」に移行させ、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として県の地方版総合戦略を策定すると聞いております。

周防大島町版の総合戦略も県の策定する山口県版の総合戦略と連動した、周防大島町の地域特性や課題の解決に向けた内容とする必要があります。

また、就業や観光、医療等、広域で取り組んだ方が、より効果的に実施できることが多数ございますので、近隣市町との連携や協議も図りながら、周防大島町版の総合戦略策定に向けて努力していきたいと考えております。

次に、地方移住の推進についての現状と今後についての御質問でございましたが、施政方針でも周防大島町の最重要課題の第一は「定住対策」と申しております。

定住対策への取り組みにつきましては、平成24年に官民一体となった周防大島町定住促進協議会を設置し、都市部からの移住者を受け入れるための取り組みを行ってきております。

平成24年、25年と年間の転出入差による社会増減がプラスに転じていたことは、団塊の世代の帰郷も含め移住者がふえたということだと思っております。

徐々にではありますが、周防大島町の名前が各メディアで紹介されることで全国的にも認知をされ、定住促進協議会が行っております移住体験ツアーなどへの参加者が毎回予定している定員を満たす状態となってきております。

しかしながら第一次産業が基幹産業であります周防大島町にとりましては、生計手段であります「しごと」をつくることが最もハードルが高く、困難な課題であると思っております。

体験型観光の取り組みを推し進めることによりまして、農家民宿や漁家民宿の起業、そして特産品を活用した6次産業化など地域の資源と観光に関連した「しごと」の創出に向けた取り組みが展開できればというふうにも期待しているところでございます。

また、当初予算の概要の中にもお示ししておりますように、新しい農業生産への取り組みを起すことも計画をいたしているところでございます。

さらに、定住促進協議会の移住相談に来られる方の中には、通勤可能なエリアに就労先があれ

ば、自然環境豊かな周防大島に移住してもよいと考えておられるというふうな方も多く見受けられます。

都会の無機質な集合住宅ではなくて、土や庭のある戸建ての住宅で暮らしたい。そのような移住希望者のニーズとライフスタイルにより選択できる住環境の整備の一つとして、JR大島駅からそう遠くない近隣市町まで通勤可能な場所に、定住用の宅地の提供や定住促進住宅の建設について、適地の調査を開始したいと考えております。

平成28年度からの国の新型交付金の概要がまだ示されておりませんが、地域の課題を解決する地方版の総合戦略を策定し、国の承認を受けて町の独自の取り組みが推進できるものと確信をいたしております。

また、3月4日の定例議会の初日に御議決をいただきました周防大島町まち・ひと・しごと創生基金もこれを十分活用してまいりたいと思っているところでございます。

地域の現状と課題を克服するためには、住民の知恵と総力を結集した周防大島町版総合戦略にするという強い意志を持ち、取り組む必要があると思っておりますので、議会の皆様方にもぜひとも御協力をお願いしたいと思っております。

次に、結婚・出産・子育て・教育の環境整備の現状と今後についての御質問をいただきました。

周防大島町の最重要課題は定住対策であり、人口の減少対策であると思っております。かつては周防大島町には、ピークには6万5,000人近くもの人が住んでおられました。日本の経済成長の歴史に相反するように人口の減少が進展し、今や1万8,000人余りにまで減少しております。社会保障・人口問題研究所の2040年における人口推計ではさらに半減の8,500人不足の予測もされました。

少子・高齢化の進展に伴う人口の減少はいかんともしがたいところでありますが、これまでの観光交流人口は100万人、そして交流から定住へ、そして今回の地方創生の取り組みによりまして、子育て世代の移住を推進し、周防大島町の人口減少に「待った」をかける意気込みで、全町一丸となって取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

町内に大きな事業所がなく就労機会に恵まれない本町におきましては、若者の子育て世代の移住を進めるに当たり、就労の問題に対する方策を見出さなければこれの解決ができません。

また、安心して子供を産み育てるということに関連いたしましては、柳井市の優クリニックが出産への対応を2月末で終了しており、柳井広域圏内での周産期医療への対応が周東病院しかないという状況になっております。

安心して子供を出産し、教育環境が整った中で子育てを行えるよう、柳井広域圏内の市町での周産期医療確保に係る支援や、本町独自に進めております子育て支援の一環として保育料の大幅な減額、または中学3年生までの医療費の無料化を進めることといたしておるところでございます。

す。

また、教育では、町内だけではなく町外の方にとっても魅力ある学校づくりが大切と考えます。魅力を高める方策の一つとして、幼少期から英語に触れ合う機会をふやし、小学校、中学校さらには高校の英語水準を引き上げ、山口大学と連携した高校生の英語圏留学まで、一貫した英語教育力の強化を図ることを目的とした取り組みも行う予定といたしているところでございます。

次に、「地域産業の競争力強化や企業への取り組みについて」の御質問にお答えいたします。

昨今の経済状況が都市部では好転の兆しが見え始めたというもので、町域におきましては経済好転の影響がまだまだ及んでいない状況であります。

町といたしましても国の補正予算を受けて、プレミアムつきの商品券の発行について準備を行い、町域内の消費の拡大に期待をするとともに、できる限り多くの事業者への波及に結びつけていきたいと考えております。

地方版の総合戦略には、「地方に雇用を創出する」という周防大島町にとって非常に高いハードルの目標もございます。

過去から企業誘致や事業の展開においては自治体間競争の中、島であるという地理的要因から苦戦を強いられてきました。現在は人口減少に伴う購買力の低下や高齢化に伴う人材不足により従業員の確保が困難な状況にあることも伺っているところであります。

しかしながら経営基盤の強化に際しましての融資制度の斡旋や制度融資借入れに対する利子補給や借入れ指導など、町でできることが限られていることも御理解をいただきたいと思えます。

また、従業員の確保対策につきましては、手続を簡便に行える無料職業紹介を行うことでお手伝いを行っているところでございます。

今後は、地域の持つ資源を活用した6次産業化による新ビジネス産業の立ち上げや、サテライトオフィス等のケーブルテレビ網を利用したインターネット活用事業、ネット関連の事業者の誘致等、新しい分野の事業での創業に対する支援も地方版総合戦略の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、松井議員さんの津海木海岸への離岸堤の設置と一文字波止場の1メートルのかさ上げとこの御質問でございました。

津海木海岸は、県が策定した「海岸保全基本計画」においては、護岸、離岸堤等を整備することをこの基本計画の中で計画をしておりますが、今のところ実施の時期につきましては未定であるというふうに今、県のほうからは伺っているところでございます。

近年、数ある環境問題の中でも、関心の高い海面の上昇でございますが、地球温暖化による平均気温の上昇によって引き起こされると言われております。これは、津海木地区だけではなく、

世界中の沿岸地域の問題となっており、海面上昇による津波・高潮への影響も指摘されております。

海面上昇を防ぐには、まず、地球温暖化に歯どめをかけなければ、根本的な解決はならないと思っておりますが、現状では、各国の利害関係もあり、早急な改善を図ることはなかなか難しい状況ではないかと思っております。

しかし、私といたしましても、現状での対策としては、護岸、離岸堤の施設を整備することが、被害を抑えることに大変有効な手段と考えておりますので、今後も、県に対しまして、地域住民の方々が安心して暮らしていただけるよう、早期の事業化へ向けて、引き続き県のほうに要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 松井議員。

○議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。まち・ひと・しごとに対するものは石破大臣から結構丁寧な御説明がありましたけども、周防大島町に当てはめてやりますと、都会のように企業がありませんので非常に厳しいなというのを自分でも感じているところであります。

したがって、やるとすれば大島ではやはり6次産業化が一番主な仕事になるかなということと、農業にしても非常に難しい面も持ち合わせておりますし、定住対策も一つ一つやらなきゃいかんということもわかってはおりますけども、町長のおやりになっている今の修学旅行生の受け入れなども非常に大事な仕事の一環であるのもよくわかっておりますけども、それではどうするかということにしますと、定住対策から考えますと、大島では定住対策は非常に難しいという面も持ち合わせておまして、なぜかというとな隣に余り勤め先がないとか、そういういろんな諸問題があると思っておりますけども、それよりもまず定住対策を図る前に、周防大島町では、自分が代々受け継いだ固定資産税を払ってるんだけど、実はその4代、5代の前の人の名義であって、それを転売することもできなければ自分の名義にすることもできないというのが現状にたくさんあります。

私の友だちからも、自分の土地があるんだけど何とかしてくれと、あれただでいいからというんだけど、ただでいただいても名義変更すらできないという制度がありますので、これは国を総務省挙げてやるしかないんですけども、総務省で四、五十年くらいは固定資産税を払ってる人は自動的にその人の、今固定資産税を払っていらっしゃる人に変更できるような形に変えないと、どうにもならないなというふうに思ってますので、その辺はひっくるめてお考えになった上で、じゃあ、今後そういうのが制度が決まったよというときに初めて今の土地問題とかそういう宅地、あるいはまた畑とか田んぼとかいろいろあります。山林にしる。それを一括して持っていらっしゃる人結構いらっしゃるので、その変更ができないというのが今現状で、周防大島町では、住みたいんだけど、あっこに住みたいんだけど住むことができないというのが多くあります。し



たがって、そういう問題を一つずつ片づけないと、なかなかうまくいかないなと思ってます。

それから、今のものにつきましても——町長さんのお考えどうか先に聞いてみましようか、よろしくお願ひします。その辺のお考え方。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、松井議員さんの御質問のとおり、企業誘致ということにつきましては非常に困難な状況にあると、これは合併前のそれぞれの町でも大変取り組みを行ってきたところではありますが、企業誘致が実現したという分野も全くないわけではありませんでしたが、結果的に企業が進出してきていただいてそして数年たって、数年といっても二十数年はたっていましたと思いますが、それで撤退するとか、または進出しかかったままで頓挫してしまうとか、そしてまた、実は進出をしていただくという段階まで行きましたが、結果的には、例えばある程度の人数が初めから雇用できないと事業とすれば成り立たないので、進出を諦めたという事例も聞いております。

いずれにいたしましても、企業進出については、今は水道の水源に、水道のこと、水のことについて量的には足りておると思いますが、しかしながら、今工業用水があるわけでもありませんし、今現在の簡易水道の料金で水の必要な企業をとということになると膨大な使用料を払わなければならないというようなことから、水が必要な企業も大変難しいというような状況もございます。

これらは私が説明するまでもなく議員の皆さん方は十分御承知のことというふうに思っておりまして、この企業誘致については非常にこれまでも困難であって、そしてまた今現在も非常に難しい状況にあるというのは否めないところだろうと思います。

そこで、サービス業とかまたは農業、漁業、一次産業とサービス業を組み合わせた6次産業化というふうなことになると思いますが、少しずつではありますが、6次産業化の芽というのも芽吹いてきておるというふうにも感じております。

もう一点は、農業、漁業をもっと近代的に産業化してしまうということも非常に大切なんではないかと思っておるところでございます。

例えば、昨日もせとみ・ゆめほっぺの初出荷式がございました。農協の組合長さんを初め各理事、幹事さんも出席しておられましたが、これは非常に、せとみという品種は山口県だけがつくってるオリジナルのブランドでありまして、しかしながら聞いてみますと、非常に生産性が難しいと、困難であると、つくるのがですね。普通の在来の温州ミカンに比べれば相当手がかかるし、設備投資も必要だということでもございました。そのようなことで、例えば実験的にハウスで栽培をすればどうだろうかということで、平成27年度の予算の中には新しいハウス栽培に対する設備投資の支援を、これまでの県、町とそれにプラスしてもう一つ町と農協で、JAとで上乘せの支援をしていこう、そしてもしそれが、モデル的にやってみる結果がよければ、もっともっと大

きな支援をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

具体的にどういうことかといいますと、ハウスをつくれればいいというものではなくて、ハウスも当然必要なんです、ハウスをつくりますと、その中に灌水施設とか肥料を液肥で流すとかというものが非常に、自動的にやれる施設でございまして、そうしますと設備投資には相当大きな額がかかります。

しかしながら、例えば1ヘクも2ヘクもミカンをつくらなければミカン農家としてやっていけないということが、極端に言えば、それを10分の1、3ヘクを30アールにしてから設備投資をして、そういう施設的なかんきつ栽培をすることによって——きのうの組合長さん非常に強気な発言があったわけですが、ゆめほっぺはキロ800円以下では売らないぞというような頼もしい言葉もありました。しかしながら、そのような露地栽培でやると、御存じのように袋がけだけでも、1軒の農家さんに聞きますと、私のところでは3万枚の袋をかけましたというふうに言っておられましたが、そのような設備投資をすることによって労力を軽減し、なおかついい品質のものができるといふようなことがだんだんと実験的に証明されることになれば、ぜひともそういう形のを推進していく、そしてそれにはまさに今ここにあります地方の創生のための総合戦略の中で農業の活性化または農業がまさに自立できる農家になれるということ、これは今までの農業というのはどんどんどん規模拡大をして所得を上げていくという方法でございましたが、これからはなかなかそういうことは難しいんじゃないか、そしてまた在来品種だけではそんなに高価格はとれないという状況もあります。このようなことも含めて、6次産業化やそしてまた在来の農業の新しい革新的な設備投資というようなことも非常に考えていかなければなりません。

既にそういうことに取り組んでおられるモデル的な事業もありますが、これらをぜひとも若い人にやっていただきたいと思いますが、しかしながら当然その設備投資に大きなお金がかかるわけございまして、それについては県と町、JAそしてまたさらにもう一つ上乗せできるような制度をつくって、そして若い人がそのような新しいものに取り組んでいただけるというような一次産業にもつくっていかなければならないというふうに思っております。

また、漁業につきましても非常に専業漁業者が少なくなりつつある現状にあります、先般もたくさんの若い漁業への就業者が2年間とか1年間の研修を終えて新たに出発するというふうなことも、先般も激励会を行いました、そのようなことも起こりつつあります。

そうした中で一つ御紹介いたしますと、東京から移住してきた漁業者なんです、2年間の親方漁師について研修をやりました。そして、彼はこの4月から独立するということになりましたが、これは既にこの研修期間中に、例えば広島県の漁業の草津という市場がありますが市場に出すというふうな、当然指導者のほうの指導でもってからそういうことに、販売方法も研修したわけですが、実は彼は東京から来た人でございまして、実はそこにも出しますが、どんどんどん

んともう既に東京のほうで30カ所ぐらいの、小さいですが30カ所ぐらいの販売網を確立しておるということで、実は先般も町のほうに、そういうお魚をぜひとも体験型の修学旅行を受け入れてる周防大島町の、お魚に関連する民泊家庭はいいんですが、そうでないところには、せっかく大島に来て大島のお魚を本当に、お魚とかサザエとかアワビとかはなかなか食べていただいておらんのではないかと、ぜひともそういうところにも小分けでいいから販売させてほしいというふうな取り組みも出てまいりました。これらも今までなかったような新しい動きであろうというふうに思います。だから、大変私は浮力が起こったことによって、それじゃその周辺のまた別の事業が起こってくるというようなことも一つのヒントではないかというふうに思っておるところでございます。

というようなことで、ぜひとも今回の地方版の総合戦略の中ではあらゆるものを網羅し、そしてまた、これまでなかったような、石破大臣も異次元のと言ってるぐらいですから、やはり異次元の支援をしていかなければならないというふうにも思っているところでございまして、それにつきましても、先ほども申し上げましたが、ふるさと創生基金を地方創生基金に衣がえしまして、きちんと財源の確保もしたという状況でありますので、これらを活用し、ぜひともそういう支援を進めていき、この地方版の総合戦略をきちんとした形で進められればというふうに思っているところでございます。

そしてまた、宅地や雑種地や農地の所有権の移転が非常に難しくなってるという御質問をいただきました。

私たちが町の公共事業を進めていく中でから、なかなかそういう所有権が、相続的な所有権が移転されていないという場面にぶつかります。そして、どうしてもその所有者が見つからなくてというふうな状況もあったり、手続的に全く不可能だということはないと思いますが、しかしながら公共事業と個人が個人に相続する場合は若干違うと思いますが、いずれにいたしましても非常に手続が煩雑で、そして時間がかかりますし、なかなか個人ではできない、当然そういう司法書士とかそのような専門家をお願いしなければなりません、経費としても相当かかります。

というようなことを考えますと、土地を活用するのに非常にネックになってるというのも事実でございまして、これらのことにつきましては、今議員さんのほうからも、そのようなことはできないんだろうかという提案がありましたが、まさに長年にわたって相続が進んでいないところ、そのようなことについてもっと簡便な方法で所有権を移転していく、または相続権を移転していくというふうなことができないかということについては、これは今、私たちの周防大島町での話じゃなくて、国全体でいろいろな問題が起こっておるというふうにも聞いております。

これはやはり国全体の、民法とかそこら辺の制度のことになると思いますので、これらにつきましては、私たちのほうからも県を通じて、そのような県の知事会とかまたは町村会を通じて、

町村会の会議の中でそういうことが、国のほうをぜひともそこら辺をもっと簡便な方法で、また簡便な方法といいながら個人の所有物でありますので、そう簡単にはいかないと思いますが、それらを法的な問題をクリアできて、なおかつそういうことがきちんと進むような方法というのにつきましては、できるだけ要望をしてまいりたいと思っております。

これが進むことによって、いろいろな土地の流動化が起こるということも大変大事なことだろうと思います。せっかく次の人に提供したいというふうに思っておっても、結果的にそれができないというのが、そういうところで進まないというのは非常に残念なことでありますのでそこら辺については、非常に根本的な問題になりますが、ぜひともそこら辺も町村会や知事会を通じて要望は出していきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 松井議員。

○議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。続きまして、あまり時間がありません。子供の出産をされて、子育てに対してのことが先般岩国市のほうで、お生まれになった2015年の4月1日以降に生まれたお子さんに対しては10万円出しましょうと、出産祝い金として出すようにしていくというのが新聞紙面に載ってましたけども、これはいいおもしろい制度だねと僕はちょっと考えたんですけどね、いろいろ各市町村もおやりになってるみたいでありまして、宮崎県の串間市では、宮崎の串間市では2015年の出産祝い金の支給開始を、医療費助成拡大などで子育ての支援策を拡充させる今月4月から第3子以降の出産祝い金が給付されるほか、6月からは未就学児の入院費、通院費等が皆無料化になると。祝い金を現金を15万円出すとともに、市内の126店舗に使用できる今のプレミアム商品券のついてあるものを15万円出しましょうというようなのがありますので、これもおもしろい制度だねと思ってるいろいろ考えたわけですけども、プレミアム制度につきましてもさらにまた、大島では大体2割負担とお決めになってるんでそれはそれでいいかと思っておりますけども、特に地方でやっていらっしゃることのいいものはどんどん取り入れていただいて、これからもお考えいただくようにと思っておりますので、特にその辺のお考え方は町長、ございませんか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 宮崎県のほうで出産祝い金とかまたは医療費の軽減助成とかいうお話がございました。これは、あと別の議員さんのほうからも、過去にいろいろ支援があったものが、合併によって支援が打ち切られておるという分については復活するというようなことはないのかというような御質問も出ておるのでございますので、そこにも関連するかとも思いますが、まさに合併前は旧4町いろいろなそういう取り組みがございました。

例えば旧大島町では、1子目に3万円、2子目に5万円、3子目に7万円、4子目に10万円というこんにちは赤ちゃん支援事業というふうなものもございました。それはたくさんあったん

ですが、いろいろあります、ありましたが、これは合併の協議会の中で、それぞれの制度に集約していくかというようなことで終わったというふうなこともあります。

しかしながら10年前と今現在では、まさに出産されて赤ちゃんが生まれる人数というのは当時からすれば激減しておるわけでございます。そのようなことからして、今の松井議員さんの御質問であろうというふうに思っておるところでございますが、これらにつきましても、一応過去の合併前のそれぞれの色々もろもろの支援も全部打ち出して見させていただいておりますが、それらを全て復活するというふうなことは言いませんが、それらについても、まさに異次元の状態になっておるといふことでありますので、それらについても再度検討はさせていただきたいと思っておるところでございます。

そして、私たちは周防大島町になってからは、形は変えておりますがまさに保育料の物すごく大きな軽減をやっておりますし、当然保育料を国の基準からすれば約半額にし、なおかつ2人、3人、4人と、同時に入所することは少ないかもわかりませんが、2人入所しても1人分しか保育料は徴収しないというふうなこと、これは結構大きな反響をいただいておりますし、また、小学校6年生までの医療費の無料化に加えて新年度からは、この事業を活用しようと思っておりますが、中学校3年生までの医療費の無料化も実現していこうというふうに思っております。

だから、それがいいと言ってるわけじゃないんですが、それもありますし、また過去のいろいろ旧町ごとにやっておった支援についても、再度検証はしていきたいと思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 松井議員。

○議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。もう1点だけ、最後に。大島町では農業生産とかミカんだとかいろんな野菜だとかどンドン今から6次産業的につくっていく人が多くなると思われますので、ぜひ、この6次産業でつくったものが大島町地内にチャレンジショップみたいところでいつでも売れるよというような形のものを置いてほしいなと思っております。特に漁業であれば貝類を生産したとすれば結構日持ちがするので、そういったことも販売できます。大島に来ただけでお魚を食べられなかったという、大島に来た人のお話を聞きます。ですからそういった面も今後ぜひお考えになった事業ができるように、皆さんがお使いになれるような、農業者は6次産業をやった人がつかさどって、それにしっかりと販売ができるような形のを今後残していくべきじゃないかなと考えておりますので、ぜひまたそういうことをお考えになっていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、松井議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。10時25分まで。

午前10時16分休憩

.....  
午前10時25分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。私は、大島大橋周辺の自然環境保護、環境美化対策、そして観光振興についてお伺いいたします。

大島大橋を渡って左折し約100メートル付近において、七、八年前から西三蒲の住民グループが中心となって、荒廃した竹林を伐採しながら、自然環境整備に取り組んでおります。現地は国道筋でありますので、竹林、クヌギの木などを伐採し、その後、桜やツバキの苗木を三蒲小学校の児童や会員の方々によって植栽されているところを、皆さんは何度か見かけたことがあると思います。

先日も、柳居県議会議長、椎木町長が瀬戸の植樹祭に参加し、ツバキの苗木を植栽されておりました。また、第6回周防大島竹切り大会も実施されました。当日はあいにくの雨降りでしたが、郡内外から参加されたボランティアの方々約100人によって竹林等を伐採し、きれいに整備されました。

今後、さらに荒廃した竹林の伐採を続けて、周辺一帯を整備されるそうです。最終目標として、2年後には大島大橋の麓の海浜が国道から展望できるように整備し、県知事をお迎えして記念行事ができたらいいなと、美しい三蒲を創る会の吉兼洋一代表がお話しされていました。

竹林の伐採作業に毎回参加されている会員の1人の方が、お金をもらうんだったら参加しません、ボランティアだから参加していますと強調されていました。本当に郷土愛と地域のことを思っって真剣に取り組んでいることに対し、頭の下がる思いでした。

このような住民の皆さんの自主的な取り組みに対し、町行政を預かる町長として、自然環境保護、環境美化対策、そして観光振興を図る観点から、積極的に協力、支援すべきであると思えます。

次のことについてお尋ねいたします。

国道437号線から飯の山に登る付近に公園スポットがあるところに、ちょっと一服する場所とか、雨宿り、大島大橋や海を眺めながら弁当が食べられるような憩いの休憩所（あずまや）の整備をお願いいたします。

また、竹林を伐採しますと、日当たりもよくなります。日光浴ができるような遊歩道の整備もお願いいたします。

また、観光スポットとして脚光を浴びると、県内外から観光客もふえてきますと、駐車場やトイレの整備が必要になります。

また、大島大橋は、周防大島の玄関口でもあります。幾ら荒廃した竹林等を伐採し、植林して、自然環境が美化されても、以前から放置され、ブルーシートで覆われたバスの撤去が必要になってきます。個人が所有されているものでありますので、町が強制的に撤去はできないと思いますが、よい方法はありませんでしょうか。

以上、大島周辺の自然環境保護、環境美化対策、そして観光振興についての町長としての取り組みをお伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの大島大橋周辺の自然環境の保護・美化対策と観光振興についての御質問でいただいておりますので、お答えしたいと思います。大島大橋周辺の自然環境保護・美化対策についてでございますが、この周辺につきましては、町内へ入ってきたり、町から出たり、これらの通勤とか通学、そして本土からの観光客などをお迎えする大島大橋が玄関口となっております。その周辺の山林を含めた特に景観に配慮すべき地域であるということは言うまでもありません。現在、全町的に荒廃した農地等に竹林がはびこり、本来、手入れが行き届かず、森林の持つ機能が失われつつあるというふうに危惧をいたしているところでございます。

大島大橋周辺のことにつきましては、まず左折いたしますと、美しい三浦を創る会の皆様方が大変積極的に取り組んでいただいております。だんだんと整備が進んでおるというふうに思っています。

また、大島大橋を右に右折いたしますと、今度はこちらは周防大島ふるさとづくりのん太の会の皆様方が中心となって、このような荒廃地の整備に取り組んでいただいております。またこの両団体だけではなくて、たくさんのボランティアの方々によって、周辺の竹林伐採とか雑木の処理等を行い、そこに桜などの植林や草花の植えつけなど、景観保全活動や自然環境整備に取り組んでいただいております。

他方、大橋大島側の正面の法面につきましては、平成22年から毎年、夏の観光シーズン前に、県の建設業協会大島支部の皆様方によって、草刈りなどの除草作業をいただいております。1年に1回では済みませんので、当然、町のほうもこれに追加して、やらせていただいているわけでございます。

この際、景観保全活動などをされております多くの皆様方に敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、御質問の休憩所（あずまや）の整備、また遊歩道の整備につきましては、今、吉田議員さんの御要望として受けとめさせていただきたいと思っておりますが、駐車場とかトイレにつき

ましては、その付近にあります大島バスセンター付近にあります既存の施設をぜひとも御利用いただきたいというふうに思うわけでございます。

また、放置されているバスのことにつきましては、まさに個人所有の私有地に個人所有のものが放置されているわけでございまして、景観上、余りよろしくないと思いますが、これにつきましてはまさに個人の財産ということでございますので、それは今ここから私たちが町が強制的に撤去しようとするようなことについては慎重にいかねばならないというふうに思っております。

また、本町では、地域活性化を目的とした住民活動とか、またはNPO活動に対しまして、事業遂行及び計画立案能力の向上などを資金面で支援することで、地域住民が主体となった地域づくりを応援するために、周防大島町地域づくり活動支援事業というのを平成22年から創設をいたしまして、美しい三蒲の会で申し上げますと、大島大橋付近の環境美化事業に対しまして、平成23年度には40万円、平成24年度には40万円を交付し、今年度につきましては50万円の環境美化の補助金を支出をいたしているところでございます。

加えまして、町では、大きな竹でも細かくできる破砕機、竹チップシュレッダーと言っておりますが、これ大体すごく性能の高いもので、金額も294万円もするようなものでございまして、これを平成19年に1台、そして皆様方から1台じゃとても足りないということで、平成22年度にさらにもう1台ほど購入し、1台は久賀庁舎のほうに、1台は大島庁舎のほうに配備をいたして、希望する団体に無償で貸し出しを行っているという状況で、これらの活動についての支援も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） どうもありがとうございました。

これまで、住民グループの皆さんが中心となって、荒廃した竹林を伐採しながら、自然環境の整備に取り組んでこられましたことを、今後、地域創生関連のモデル竹林整備事業を活用して、タケノコの収穫につなげたり、竹を利活用した新たな試みを模索するため、荒廃竹林をモデル的に整備し、中山間地の環境整備、そして地域の活性化対策へと発展させていただきたいと思いますが、お考えがありましたらお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の補正予算でもお願いしようと思っておりますが、まさに竹林整備は非常に大きな問題となっております。これが竹林を整備し、そしてタケノコを採取し、それを出荷するという方法であれば、出荷したタケノコについてはちゃんとお金が取れるということにはなります。



しかしながら、竹林がタケノコをとる竹林とタケノコがとれないような竹林と、竹の種類もたくさんありますので、モウソウとかハチクとかマタケとかいろいろありまして、モウソウ竹林を整備してからタケノコをとるというのはいいんでしょうけど、なかなか全ての竹林がタケノコの栽培に適しているというものではございません。

それで、今回の補正予算で先行的に進めていこうというのは、タケノコがとれるようなモウソウ竹林をモデル的に整備をいたしまして、そしてモデル整備するというのは町が整備いたしまして、そしてそこでタケノコ栽培をやっていただく方を募集をし、当然タケノコ栽培をしなければ、とらなければ、10年したらまたもとのもくあみになるわけですから、10年間はきちんとタケノコを栽培していただくとか、将来的にもしていただくというふうなことができる、管理ができる方ときちんと契約をし、そしてモデル竹林とし、そしてまたそれを例えば外からも来ていただいて見学できる、またはそこでタケノコ掘り大会というようなものを作って、少しでもそれが仕事の創設になるように、つながるように、そのようなことを今考えて、予算を計上しているわけですので、竹林整備といいましても莫大な膨大な量がありますので、それは今回やるのはまさにモデル的なところがございますが、そういうことを取り組んでやっていき始めてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、吉田議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、9番、尾元武議員。

○議員（9番 尾元 武君） 質問の前に、議案の発送時におきまして、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、また総合戦略並びに石破地方創生担当大臣の挨拶の録画のDVDというものを配布いただき、何度となくまた拝聴させていただいたところであります。

平成27年度からの総合戦略に基づく取り組みに先駆けての緊急的取り組みとしての地域活性化、また地域住民生活等緊急支援交付金、これは総額4,200億円のうちの2,500億円がありますが、それを活用した平成26年度の補正予算と一体的に編成するとしての地方創生の先行的な施策としてのプレミアム商品券の事業展開などをなされると聞いて、ここには質問を勇んで提示させていただいたところではありますが、このたびは補正予算の質問ということで、後ほどまた質疑の時間等もまたあるというちょっと異色の展開になりました。

また、補正予算の資料も送付いただいておりますので、それとなく大体の大義もまた把握しているという状況もございますが、通告に沿って、また質問させていただきたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。

まず、私のほうからは、平成27年度当初予算の取り組みに当たり、その最重要課題の第1に定住対策が書かれております。その中に、若者定住住宅整備事業、これにつきまして、移住者を含め定住する住宅地の土地確保のため、その適地調査を実施するものと、また定住の重要な条件でもある住まいについて、安価に土地を提供することもニーズの1つではないかと考え、調査することとしたとあるわけでございます。

本会議におきましても質疑をさせていただきましたが、今後、5カ年の目標や施策の基本的な方向、また具体的な施策を提示されているこのたびのまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った具体的政策として展開されると、また確信するところであります。

通勤圏としての地の利を生かした本町の定住促進に向けて、町長の意向をまた、今一度お伺いするものであります。

続きまして、プレミアム商品券についてであります。

本会議に、補正予算の地方創生関連事業でありますプレミアムつき商品券の販売について、議会初日の平成27年度予算の説明において、本町では2割のプレミアムを添加し、1万2,000円分の商品券を1万円で販売するもので、商品券を利用できる事業者は今後募集により行う予定とある。

そういった中、町内の消費者喚起を図るため、非常にありがたい施策ではあります。事業者の募集を含めて、販売から換金に至るまで、総額、販売方法、また商品券の内容、手続期間等、その他具体的にどのような展開を予定されているか、お尋ねするものであります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 尾元議員さんから御質問いただきました若者定住住宅用地の整備をするための新年度の予算の中のことでございますが、定住促進に向けての一環の事業でございます。

これらの御質問にお答えしたいと思います。この定例会の初日の施政方針でも述べましたとおり、定住住宅地として優良な住宅用地を提供するとともに、こういうことをすることがニーズの1つとして捉えまして、このことを念頭に、都会における移住希望者が全て農業や漁業を志すわけではありませんが、豊かな里山とか海がある、そういう環境の中で子育てをしたい、そして田舎でも自分のキャリアを生かせる仕事や、その会社等で勤務ができるというなら、ぜひとも大島で暮らしたいという方もたくさんおられます。そういうことで、このような方は、まさに通勤可能なエリアに就労先があれば、移住をしてもよいというふうな考え方もある方がたくさんおります。

また、都会の集合住宅ではなくて、土とか庭のある1戸建ての住宅で暮らしたい、そしてそこ

で一部農業にもチャレンジしたいと、そのような移住希望者のニーズとライフスタイルにより、選択できる住環境の整備の1つとして考えておるものでございます。

今のは、だから外から受け入れる方々の意味を言ったわけでございます。

次に、一方で、町内在住者が町外、島の外に通勤しているという方もたくさんおられます。そして、この方たちは、実は結婚するとか、または子育ての時期になると、島外に住宅地を求めて、島を離れるという方もたくさんおるように思っております。

このような移住希望者とか、または町内の居住者の方が町外に家を建てるのではなくて、町内にぜひとも居住をしていただきたい、居を構えていただきたいというそのためにも、そういうニーズにもお応えするべきではないかということで、JR大島駅から余り遠くないところで、なおかつ近隣の町村までが通勤可能な場所に、定住用の住宅宅地の提供をすることができないか、そしてもう一ついければ、今度は定住促進住宅の建設についても検討をしてみたいというふうに思う考えでございます。

だから、今の調査費などでございまして、そんなに額としては大きなものじゃございませんが、まさにそういう適地がないかというのを調査をしていき、そしてそういう適地が見つければ、それを今度は次にきちんとした造成し、そしてそれを実は造成して、ある程度格安で提供しなければ魅力がないということになります。

ただ、格安で提供することについては、民間の事業者もあるわけございまして、どなたにも提供できるというのではなくて、むしろ子育て世代を中心に、または今から結婚しようとする皆さんを中心に、この大島で子育てをしていただくということを条件に、それで優良な定住住宅の土地を格安で提供できないかというのが1つの目標でございます。

それは、以前、各議員の皆様方の御質問をいただきましたが、町が定住促進住宅を建てて、そしてそこに子育て期間中、または20年住めば、その住宅を本人に譲渡しましょうと、またさらにもう10年住めば、今度は土地も譲渡しましょうというような制度は結構近隣にもあります。

それがまさに若者定住住宅の建設ということで、近隣の自治体でもやっているところがありますが、私たちは今、そういう若い人の大がかりな希望調査をやったわけじゃありませんが、聞いてみますと、例えば自分の家であれば、まさに自分の思いの家を建てたい、そして町が建ててくれた家を20年たったらあげますよという家であれば、それは自分の思いは全く入っていない家になるわけございまして、だから本当に自分の家にするのであれば、自分の思いが入った間取りとか、または家のデザインとか、そういうもので自分で建てたいというのであれば、私たちは今度は土地のほうを格安で提供し、そして土地も外にでも通勤できるという範囲でその土地を提供したい。

そして、町内の若い人でも、例えば外へ勤めている方が外に家を建てるのをここで食いとめる

というふうな思いもあって、それで大島大橋や大島駅から余り遠くない範囲で、若者のこれから住宅を建てるための土地の造成をし、そしてそれを格安で提供するということによって、町内に家を建てていただくということを狙いとして持っておるわけでございまして、だから子育て世代の皆さんか、またはこれから結婚する方というのが条件で、なおかつここに定住していただく、住民票を持っていただくということも条件、いろいろそのようなことを考えて、そのような優良宅地の調査を今回行っていこうと。そしてまた、調査の結果、適地が見つければ、ぜひともそれについて、今度は用地費や造成費や、そしてそれを提供するというシステムをつくっていききたいというふうな思いでございます。

もう一点のプレミアム商品券の具体的展開についての御質問をいただきました。

後ほど、プレミアム商品券の関連する補正予算を提出する予定としておりますので、そこでもまた詳しく御説明をさせていただきたいとは思いますが、プレミアム商品券につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用いたしまして実施するものでありまして、これは国の交付金ですから、ほとんど国の交付金を使ってやるという事業になります。物価動向とか消費に関する地域実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起などで、景気の虚弱な部分について、スピード感を持って対応することとされております。

それでは、事業概要について具体的に説明をさせていただきますが、周防大島町のプレミアム商品券発行総額は2億2,488万円であります。それで、プレミアム商品券に充当する可能額は、3,748万円というふうに見込んでおります。いうなれば、その差額1億8,740万円が、町民の皆様が買っていただく額でございます。1億8,740万円の商品券を買っていただいたら、3,748万円をつけて、2億2,488万円の消費が喚起できるというようなものでございます。

プレミアム商品券の販売価格は、プレミアム率を2割として、1,000円券12枚つづりで、1万2,000円分の商品券をまさに1冊1万円で販売するということとしております。販売数量は1万8,740冊程度を予定しております。販売限度額は1人1回につき10冊まで、すなわち10万円までを予定しておりますが、本事業は消費喚起が目的であるために、商品券の利用対象者に町内在住者等の特段の制限は設けないということといたしております。本人確認は行わないことといたしております。

プレミアム商品券は、今般の経済対策においてはスピード感を持った消費喚起が求められておりますので、販売期間は平成27年7月1日から8月31日までの2カ月間と短く設定し、完売時点で販売を終了することといたしております。販売の場所は、周防大島町役場各総合支所とし、土日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までを予定しております。

また、利用期間は平成27年7月1日から12月31日までの6カ月間を予定しております。

町内の取扱店が取り扱う商品の購入やサービスの提供等の代金に利用できることといたしておりますが、額面に満たない利用の場合もお釣りは出さないということといたしております。

次に、取扱店の募集についてであります。平成27年4月発行の町広報紙及びホームページで周知することとしております。取扱店の登録資格要件は、周防大島町に所在する店舗及び事業所等としております。

登録申請期間は、平成27年4月中旬から6月1日までの土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時半から午後5時15分までとし、周防大島町プレミアム商品券取扱店登録申請書に所要事項を記入の上、周防大島町各総合支所及び商工観光課へ提出していただくこととなっております。登録申請期間後においても、随時、追加受け付けを行うことといたしております。

これは、今度は商品券ですから、換金方法でございますが、商品券取扱店が受け取った商品券の裏側に取扱者名を記入し、または押印等を行い、換金申請書に必要事項を記入の上、周防大島町役場総合支所の窓口へ提出していただき、後日、町から取扱店指定の金融機関へ振り込むということといたしております。

なお、取扱店が役場各総合支所へ持ち込む商品券の最終の換金期間は、2月1日までの設定を考えております。これは、国の助成期間が平成27年度末までの商品券の利用実績で精算を行うということになっていること及び緊急経済対策であるため、可及的速やかな執行と消費喚起が求められているからであります。利用期限を短期に設定している理由であります。

以上、プレミアム商品券の具体的展開に関する答弁とさせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） まず、最初の定住促進に向けての若者定住住宅整備事業の件であります。これに関しましては、まさに町長がおっしゃるとおり、流出を防止するというのが大きな課題であります。先ほどから、6次産業化とか、なかなか企業がない周防大島町にとりまして、そういった施策しか現時点では見えないところではあります。しっかりと現段階で町外に勤務する人たちが最終的にやはり子育ての時代になって外に建てるということは、まことに残念な結果を招くわけであり。やはり若者の定住促進に向けて、少しでも安く土地が求められるというのが本当大きなメリットではないかと思っております。

ほかにも、定住に向けましては、本当に教育の問題とか医療の問題、さまざまな要件も考えられますが、まず土地をどこに確保するかというのが一番にイメージされるものではないかなとも感じるところであります。

このたびの地方創生に向けての関連事業であります。私はこのたびの各議員の質問内容等々、全てこのたびの地方創生、またその関連2法案に対する、また27年度に作成すべき総合戦略、その内容に向けての思いが十二分に含まれている部分ではないかなと思うところであります。

まさに、国の長期ビジョンと総合戦略に沿った今後5カ年の地方版の総合戦略、また人口ビジョン策定、これが平成27年度までに求められております。地方版の総合戦略こそが、間違いなく本町が地方の住みよい町として、幸せに暮らせる町になれるか否かを占う本当に大きな分岐点ではないかと、そのようにも感じるところであります。

そこで、私も本当にいろいろな資料もいただいておりますが、やはり共通の課題に対して、また共通の認識を持って、また今どういった施策が国から地方創生として地方に発信されているのか、DVD等もいただきましたが、再度、みんなが共有の共通課題として、まずその概念等を認識して取り組んでいこうという1つの方向性というものを確立すべきではないかなと。少し論外になってしまいますけど、その辺から進めていただくべきではないかなと感じております。

そして、また27年度からの前段としての緊急対策としてのプレミアム商品券であります、これにつきましても、後からまた質疑等の時間もございますが、ただ1点、私が危惧するところは、私は換金という展開の中で、それを支所のほうで行うという展開になっております。私は、多額の金額を扱う窓口として、防犯上、大丈夫なんだろうか、若干危惧するところがあるわけでありませう。

なおかつ、本来の業務等がある中に、換金に来られる方への対応等々もあれば、人材的に不足するのではなかろうか、その辺に対して臨時職員等の対応もお考えなのか。私が先ほどの防犯上の問題として、可能かどうかはわかりませんが、例えば会計課の窓口等をガラス張りになって一口窓があいている状況、それならある意味、安全も確保されるのではないかなとか、いろんなことを考えるわけでありませうが、その辺についてどのようなお考えなのか、質問をさせていただきたいと思ひます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさに地方創生のことにつきましては、いろいろな資料とか石破大臣のDVDとか、または大臣から直接のメッセージというものを私のところでも既に2回見えていますし、DVDも全ての首長に、そしてまた全ての議員さんに見てもらおうようにということも大変何度も念を押されてきております。

言うなれば、そのぐらい力が入っているなというふうにも思ひわけでございますが、その中でどのような取り組みということをお皆さんが共通的に認識をしなければならぬかということでございますが、きょうも皆様方にお配りしたと思ひますが、これの中に書いてあることでございますが、まさに今回の地域自身が考えるには具体的にどのようにすべきかということの中で、産官学金労言が一緒に議論をしてKPIを設定し、KPIというのは要するに重要業績評価指標、きちんとした評価指標を立てなさいよということなんです、その中で、産は商工会議所や商工会、JAなどの地域の産業界、官は当然役所ですが、学は大学や専門学校、そして高等学校など、教

育や大学にかかわる方々、そして金は地銀や信用金庫、信用組合など地域の金融機関、行政からの支援や補助金がなくなったら、それでおしまいというのではなくて、それでは自立ではありませんから、ビジネスとして成り立つ判断をしていただくことが金融機関の役割でありますと、労はまさに労働組合などの労働者の方が考えるということで、そしてまたさらには言論界というのは、言論界と言うべきなのかわかりませんが、報道関係とか、そこら辺も入れて、要するに全てを総力戦でつくり上げていかなければならないということでございます。

そしてまた、地域の皆様方の中のあらゆる階層、高齢者から若い人までを入れていけというようにも出ております。

ただ、膨大な人数を入れてから委員会をつくるというわけにもいかないと思いますが、そこで例えば若い人は若い人の意見を集約し、それがきちんと反映できるような、そういうシステムをぜひともつくり上げていかなければならないと思っております。

議会の皆様方にも、ぜひとも若い人からある程度の年齢の方までおるわけですから、ぜひとも議会の中としても地方創生をどのように進めていくべきか、そしてそれに盛り込む内容について、ぜひとも議会の中でも十分な議論をいただきたいと思えますし、そして先ほど言いましたように、議員の皆様方一人一人が住民の皆様方の声をきちんと吸収し、そしてそこでの議論に反映させていただけたらなというふうに思っているところでございます。

国は相当力を入れておりますので、私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

プレミアム商品券のことにつきましては、課長のほうからお願いします。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、プレミアム商品券で1点ほど質問、換金の件でございませうか、きょう、朝、お手元のほうにこういうA3と、もう一枚めくっていったら参考資料が配布されていたかと思えます。1枚めくっていただいて、A4のほうをちょっとあけていただきたいと思えます。

その中で、先ほど尾元議員さんの質問で町長が答弁いたしました概要が、説明したものがここに書いてあるとおりでございます。この中で、町と住民、取扱店等の三角の流れが書いてあります。ここで言いますと、⑥のことになるろうかと思えます。ここで⑥と⑤になるんですけど、商品券の換金の請求につきましてもの説明をさせていただきます。

商品券の換金につきましては、役場各総合支所でやります。使用済みの商品券を総合窓口で受領いたしまして、枚数を確認し、預かり書を交付いたします。その請求書を受領しましたものを商工観光課のほうが一括で取りまとめます。その取りまとめたものにつきまして、商工観光課のほうで各業者さんのほうに支出の命令を出しまして、会計課のほうで代金を振り込む手続となつ

ております。現金の移動はございません。そこで、そういう事故というものは、考えはちょっと低いとは思っております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 2点の質問を並行にやっているもので、申しわけございません。

先ほど町長から、まず定住の私の質問の中でのP D C Aとのこのたびの地方創生の総合戦略についての説明をいただいたところではありますが、まさに一番重要な3つのポイントについての御説明をいただいたところでもあります。国のほうにおきましても、私もいろんな資料を見させていただきまして、これも広い意味でのP D C Aのサイクルの展開でしょうか、これまでの国の政策についての反省点というものも上げておりました。

その中に、これまでは一定の成果を上げてきたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯どめがかかっていなかった。その5つの要因として、府庁省、制度ごとの縦割りの構造があったと。また、地域特性を考慮しない全国一律の手法であった。また、効果検証を行わないばらまきでもあったと。地域に浸透しない表面的な施策でもあった。短期的な成果を求める施策でもあったということを大きな反省点として上げて、このたびのP D C Aのまさにチェックを入れて評価する中、新たな改善をもって行動に移すという、そういう展開になっております。

そういった形で、まさに27年度で策定する地方版の総合戦略、これの策定というものが本当に重要なものであることを再認識するわけではありますが、そういった展開の中でのこのたびの展開、まさにしっかりと地方創生に向けての、また定住促進に向けては、この辺に関しましてはやはり橋に近いところの展開になるとは思いますが、町長の段階的な着実に歩を進めていただく中に、定住がより一層若者重視に向けての展開を行いますとともに、プレミアム商品券につきましては、こういった展開がなされている中のことでありますので、私が先ほど1点と申しましたが、もう二点ほど、申しわけございませんが、質問させていただきたいと思います。

P D C Aサイクルの中、商品券については、これは緊急的な対応だから今年度限りのものなのか、それとも検証して、また再度行われるものなのかというところでもあります。

それと、あと一点は事業者の募集であります。これは物品の販売等ばかりでなく、事業者のサービス等、そういった形の精算等にも扱って問題ないのかというところですが、その2点につきましてお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） プレミアム商品券、今回限りかという御質問でございますので、私もなかなかそれについてはまだ協議、検討はしておりませんが、町としたら、これは国の施策でございますので、それに乗じてやったものと感じておりますが、今後、商工会等でプレミアム



商品券の事業化とか、そういうふうなことで商工会が主体となってやるのであれば、また財政当局のほうと協議、検討はしたいと思っております。

それと、今、いろいろサービスについてとかいう話でございますが、プレミアム商品券発行の実施要綱を今作成して、案段階でございますが、それについて、その中に商品券の利用対象にならないものということで、そこで明確に提示しております。

出資・債務の支払い、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入、事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入、買掛金・未払い金の支払い、土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場等の不動産にかかわる支払い、現金との交換、金融機関への預け入れ、特定の政治団体とのかかわるものの公序良俗に反するもの、商品券の交換または売買というものが商品券の利用対象にならないものとなっておりますので、それ以外については利用可能と考えております。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） ありがとうございます。

その他、もし質問がある方は、また後、質疑の時間があると思っておりますので、どうぞ議員の皆さん、よろしくお願ひしたいと思っております。

プレミアム商品券の事業展開が、消費喚起に向けてより大きな成果がもたらされますことを祈念いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、尾元議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、今元直寛議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 8番、今元でございます。

私は、町立病院大島病院の産婦人科分娩の再開はできないかにつきまして、質問をさせていただきます。

先月25日の中国新聞によりますと、柳井市、周防大島、田布施、平生、上関の1市4町、いわゆる柳井圏内で、分娩のできる医療機関は周東総合病院のみとなるとの報道がありました。これは、この地区で唯一開業医でありましたところの民間病院が2月末で分娩を中止して、産婦人科医療のみとするというものでございます。同病院の先生によりますと、先生1人での対応が厳

しくなったとの説明があったそうですが、確かに昼夜を問わず急な出産に対応するための過酷な労働環境に大きな原因があるのではないかと推測されます。

次に、平成26年度と同圏域内、柳井地区での出生の数は、柳井市201人、周防大島町73人、田布施町89人、平生町72人、上関町5人、合計440人となっております。ほとんどがこの柳井地区におきます2病院が担っていたというふうな状況でございます。この状態で、このほど周東病院のみの対応ということになるのですが、非常に厳しいのではないかなと思っております。このような状態を町長はどのように考えておられますか。周東病院の周産期治療の受け入れ態勢の充実を図るため、支援するとありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。

次に、平成20年3月、7年前ですが、大島病院にも立派な産婦人科診療の実績があります。翌月の4月からは産婦人科を休業しておりますが、この原因、要因は何だったのでしょうか、と思われませんか。また、現在、国は地方創生に向けた地方版総合戦略の策定を求めています。周防大島町では思い切った若者のための町立病院の充実を組み込んでもらいたいと思います。町長及び公営企業管理者は、町立大島病院内に産婦人科を再開する考えはありませんか。

次に、平成27年第1回定例会、このたびの定例会ですが、町長は、施政方針の中で、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる基本目標の一つに、さらに重要課題の中に定住対策を挙げておられます。定住対策のためにやれることは全てやる覚悟とまで言明されておられます。私は、産婦人科の再開は、若者の定住促進に力強い原動力になるものと確信をしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 今元議員さんの、町立大島病院の産婦人科（分娩）の再開はできないかについての御質問にお答えいたします。

2月25日の新聞記事にありました柳井医療圏において、分娩のできる医療機関が周東総合病院1つになるという報道につきましては、地域医療に貢献されています先生には苦汁の選択であったらと推測しています。

また、地域住民の皆様にとりましてとても残念なことで、出産に対して一層不安になることであろうと危惧しています。

周東総合病院の周産期医療の受け入れ態勢の充実を図るための支援につきましては、平成27年3月以降、柳井医療圏で出産が出来る医療機関が周東総合病院のみとなることから、柳井市、田布施、平生、上関及び当町で構成する柳井医療圏の1市4町が、圏域における過去3カ年平均の出産数をベースに、共同で負担金を出し合って、同施設での出産件数の増加につながる支援を行うものです。

支援の1つ目は、周東総合病院の周産期医療の施設面を充実させるためのものです。平成

27年度に実施する新生児室の拡張改修工事、新生児用ベッド及び保育器の増設等に係る費用1,800万円余を事業費として、その費用の2分の1である、900万円余りを補助します。当町の負担金は、約164万円となります。

2つ目は、予測される分娩の増加による産婦人科医師の過重勤務を軽減するための支援策として、平成27年度から、今回、柳井医療圏内で分娩を中止した診療所の医師も分担に加わり、周東総合病院における夜間や土日の待機、あるいは緊急手術に備える経費として、上限110万円を補助します。当町の負担額は、約20万円となります。今年度、これらの支援を地方創生関連事業として予算化しております。

町立病院の産婦人科の診療についてでございますが、現在、産婦人科医が不在のため、産婦人科の診療、分娩を行っていない状況にあります。地域住民の皆様や里帰り出産を希望される皆様には大変御不便をおかけしていることと思います。

大島病院では、平成20年3月までは、婦人科のみの診療を行っていましたが、平成20年3月末に婦人科医の退職に伴い、その後任の医師の確保ができず、やむを得ず産婦人科の診療を休業せざるを得ない状況でした。

その後、平成22年11月の大島病院の新築移転を機に、産婦人科の再開をすべく、産婦人科医の確保に懸命に努めましたが、全国的な産婦人科医の不在により、医師の確保ができませんでした。

議員さんが推測されていますように、産婦人科医は、昼夜を問わず急な出産に対応するため、過酷な労働環境にあるということは事実です。このような要因からも、当院で再開するためには、少なくとも2人の産婦人科医、2人の小児科医、助産師の確保が必要不可欠と考えます。また、設備の面からも分娩における機器、器具、療養環境の整備をするためには、多大な経費が必要です。

確かに産婦人科の再開は、若者定住促進に力強い原動力になると思いますが、特に産婦人科医、小児科医につきましては、全国的な医師不足、医師の遍在により医師の確保が大変困難な状況ですが、今後も大学当局や全国自治体病院協議会等をお願いし、医師の確保ができれば再開を考えています。

産婦人科の再開は、多大な経費を要しますので、そのためにも職員一丸となって赤字縮減に取り組み、住民の皆さんの医療を確保できるよう努めていきたいと思っております。

何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） どういう事情で7年前に産婦人科が閉鎖されたのかということ、これは、当然医師の補充がつかなかったということに尽きるというふうに思います。それで、今

御答弁いただきました石原先生、確かに優秀な医師を確保するために日夜努力されてる、これは、非常によくわかります。ただ、今一つ私ちょっと安堵したのは、優秀な医師が確保できれば再開もやむなきでないということでございますし、そのためにはそれなりの設備投資も必要になるというふうに聞きましたので、そのときはそのときで、我々議員のほうもそれに対応してまいりたいというふうには思っております。それで、先ほど質問の中でちょっと触れましたけれども、町長に、町長の常々おっしゃっておられます定住対策と、この産科の再開ということは、町長は、恐れ入りますが、どの程度真剣に考えられていますか、その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 産婦人科、出産を伴う産婦人科っていうのは、非常にリスクが高い分野であろうというふうに私も聞いております。そして、ずっと以前は、産婦人科医1名と助産師で、そういうお産ができておった時代から、やはり今は産婦人科2名、そしてなおかつ小児科の医師が2名、そしてまたさらには助産師が要るというような状況でございました。それよりもう一つ前の時代になると、例えば、助産師が例えば病院じゃないところでもお産をしておると。今でもそれはあるようでございますが、そのようなこともあったようでございますが、今は、何か非常にそういう出産に伴うリスクを非常に軽減しなければならないという状況にあるようでございますので、例えば他の内科医とか、外科医とか、整形外科とか、これも手術が伴うときは、1名の医師ではなかなかできないという状況に現在なっておりますが、しかしながら、それとはまたさらに別の産婦人科、特に出産を伴う産婦人科については、チーム医療というような形になっておるんだろうと思います。

それで、先ほどの質問にもありました柳井市での開業医さんが1名ではなかなかリスクに対応できないということで、周東病院に引き受けになるということになりました。しかしながら、柳井の開業医の先生も周東病院でのお産については、いろいろな面で協力をいただけるということでもありますので、周東病院のほうでは、今までの出産数をもう少し膨らませるということについては、それは各近隣の自治体からの支援も含めて、その出産数を膨らませていこうということについては、やっただけということになっております。しかしながら、今、石原管理者のほうからも答弁がありました、これだけのスタッフをそろえることについては、非常に今の医師の偏在の状況では難しい、ここだけではない状況が起こっておるということでございます。

それと、仮にこういう医師、医療スタッフが整ったときには、その設備面からはどうなんだということですが、そのことについては、それは医師の確保、設備っていうのはセットのもんですから、当然そのことでちゅうことになって、例えばこの地域がこの近隣の外からもここに集まっていたら、むしろここで出産をしていただくというふうなことになるれば、町内の人

もちろんですが町外からもそういう、来ていただくということになるのであれば、それは、医師の確保プラス設備面からも町としてもそれは対応しなければならないと。そしてまたそれが一つの特徴的な医療機関ということになれば、それはそれも、地域の人も、また近隣の人もそういう安心感が保てるということになるんだろうと思います。しかしながら、今のところは石原管理者が申し上げた現状でございます。

○議長（久保 雅己君） 今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） ありがとうございます。今、私ども、今、大島病院を素通りして、橋を渡って、柳井岩国の方面の医療機関に通ってるっていうのが現実に、非常に多く見られます。これを今町長のほうが特色ある大島病院、産科に限らず逆に橋を渡ってこちらへ来てもらうという、そういう病院の設立、そういう意気込みを持ってやっていただければなというふうに思います。

それと、医師が確かに産婦人科に限らず、この過疎地の確保は非常に難しい、これは全国的な傾向でございますけれども、この医師の養成といいますか、奨学金というんですか、そういったものである程度医師を養成して、自治医大的な考え方で、町で独自にそういう奨学金をつくるとかいう考えはございませんでしょうか。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 今元議員さんの質問に対する答えになるかどうかわかりませんが、それは、全国的に言われてまして、私が卒業したときが昭和44年ですが、医学部を、そのときは4,000人弱の医師だったんですが、今は9,000人を超えています。医学部に入ってる、新設の大学がいっぱいできまして、そういうことで医師はかなり足りてるんですけども、山口県でも山口大学が一つの医師養成機関ですが、百何人卒業するんですが、全部残念なことに1割弱ぐらいしか残ってくれないという状況で、大学に非常に少ないと、そういうことで、山口大学もいろいろ考えて、地域枠というのをつくりまして、地域枠で、そしてそれには県が奨学金を出して、一番多いのが月20万円ですか、そしてそれで、ことしが初めてかな、来年かな、卒業生が出てきます。ですから、研修医がそれで研修しなくてはいけないので、29年度ぐらいからその人たちが少し、県下の10病院ほど、制約がありまして10病院ほどに派遣するというか、県が。ただ、これは奨学金を一時的にかえすこともあり得るので、全部1学年5人、それでほかのもあるんでもうちょっと、最高時は90人ぐらいいるようになるんですが、しかしその人たちが今言いました奨学金をかえしてると、なかなか難しいというので、県も今そこはいろいろ考えているところです。ですから、そこの人たちが出てくると、地域医療もかなり充実してくると思っております。そういう状況で、国も県も、そして町もその辺はしてるんですが、町自身からの奨学金をどうするかっていったら、以前にはちょっとあったのはあったんですか、今までにも1人出

てもらってるのがおと思うんですけど、医師のほうはちょっと奨学金は、出しとるとこもあるのはあるんですけど、今すぐ出ない。山口県では、どっかあるんですか。周南かどっかが出してはいる。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、石原管理者のほうから申しあげましたように、当然その医師、看護師等の確保、育成、医療機能の分化、連携の推進、救急医療体制の充実、地域包括ケアシステムの構築というような、安心して暮らせる地域づくりということで、若手医師や不足の診療科の医師の確保対策の推進とか、病床機能の明確化とか、このようなことで県は相当やっております。1町でやるっていうのは非常に難しいというふうに思っております。県下でも、市のほうでは少しずつ、1名とか2名とかの医師確保のための奨学金というような制度を設けておるところもあるようでございますが、しかしながら、それともう一つは、まさに地域医療に貢献していただくのは自治医科大学の学生なんですけど、当然それは授業料が相当軽減されておるといこともあります。しかしながら、御存じのように、今の現在のドクターっていうのは、それぞれの診療科も本当に細分化されておるわけございまして、この小児科とか産婦人科の医師にきちんと奨学金が行くかどうかっていうのもあるんです。それと、これは、私よりも石原管理者のほう現状よく御存じだと思いますが、まさに今山口大学の医学部の中の医学生の30%が女性だというふうにお聞きをいたしております。30%の女性が卒業され、研修医を済まされて、例えば医師になったとしても、今度は女性は、また今度は結婚、出産によってまた現場から離れる。そしてまたそれがきちんと復帰する方もいますが、なかなか復帰しないという方もありまして、日本全体では医学生、そしてまた医学部の卒業生うちゅうのはどんどんふえておるようでございますが、しかしながら、それが地方まで充実しないということ。一つは、御存じのように、医療制度改革によって、研修医制度がそのもともと卒業した大学で研修を受けなくてもいいという状況になってまいりまして、物すごく卒業生が、自前の卒業した大学でないこの医院で、特に都会のほうの医院で研修を受けるということになって、結果的に山口を卒業したにもかかわらず、山口で医師を務めていないという方がたくさんおる、ただ、よくこういう話があるんですが、例えばどんどん都会に医師ばかりふえて、それ以上になったら当然飽和状態になるんじゃないかというふうなことも私もよくその関係の会議のときには言うんですが、しかしながら、そういう時代が来るかもわかりませんが、今のところはまだそこまでは行っていない、なおかつ、毎年の卒業生がその研修医となるのは、やはり都会の大学だというふう聞いておるわけでございます。

○議長（久保 雅己君） 今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） ありがとうございます。私が質問いたしまして、それから、それにお答えをいただきました。そのお答えも、大体私の想定内のお答えでございまして、これはや

むを得ないんです。確かに、今の医師不足、また都市部への集中、こういったものは、これは根本的に、抜本的に見直さないと直る問題じゃないと、非常に奥の深いもんだというふうにはもちろん認識した上で、今回の質問をさせていただきました。ただ、先ほど来申し上げましたように、医師が確保できれば、町立病院にも産科を再度開院したいという意思もあるというふうにお聞きしましたので、それでひとつ安心しました。

これをもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、今元議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 大きいくりで今回の一般質問は、町長の政治姿勢を問う、この1項と、公営企業局、産婦人科、小児科の設置についてということで通告しております。

まず1点は、町長のいわゆる憲法、私は行政長としていつも言うんですが、憲法を守り、尊重する政治そのものを実践すること、これが町長に課せられた大きな柱ですよということは、今までも言ってきました。今回、時間的な部分がありますので、条文説明、解釈は1回目の答弁には要りませんということで、通告しておりますので、この点でお願いしたいというふうに思います。

2点目、これは、先ほど一部答弁されたような項ですが、実は、サービスは高いほうに合わせ、負担は低い方に合わせる、このように各町で説明して、合併して11年目に入ります。合併当初、これは私の記憶違いがあったらいけないので、確認しながら答弁を求めたいと思いますが、小泉内閣の終わり2年間、安倍首相の第1次内閣、この中で、大幅な地方交付税の減、これは広義の地方交付税という考え方でいいです。そして社会保障費の自然増のカット、それと相まって、実は周防大島町の町民生活の不満も大変であった。このように私は認識しております。町長に今回問いたいのは、合併前の各町の進んだサービスや負担の状況、これは行政としての負担の状況、洗い出して一遍に全てをいう質問じゃありません。いわゆるできることから復活する、そして見直し作業を進めるということで、町長の考え方、聞きたいというふうに思います。

3点目として、全国には、業務の執行に際し信じられない汚職、腐敗がマスコミ等によって伝えられております。議員の本来の仕事である町民の皆さん方にかわって町政を監視する。これが低下しているのではないかということで、定数問題にひっかけて、言われております。そういう中で、大事な点、これは行政のトップである町長自身の特定の業者、町民に偏った行政執行はしないことが基本と考えております。この点では、憲法でも言われておりますし、行政長の町長だけではなしに、町の公務員の皆さん、そして我々議員、これ全てを含めるという解釈でよかろうかというふうに考えております。そういう中で、改めて、町長のほうには今回、公務員は全体の奉仕者という考え方を自ら、これは私自身も含めてですが、ともに肝に銘じるとともに、職員

隅々まで徹底することが大事というふうに考えております。町長の考えを問います。

2点目として、公営企業局、産婦人科、小児科の設置についてであります。

これは昨年11月ごろでしたが、体調がちょっとよくなって、広島と島根、県境に視察に行ってきました。そこでは、住民が1万1,000人、そして公立病院ということで運営しておりました。そういう中で、実は、産婦人科、小児科を運営しておりました。これは、邑南町の邑智病院ということになります。そこへ、定住促進と産婦人科、小児科の研修に行きました。そこで、言われておったのが、やっぱり一つは町長の考え方なんだということです。言いますのが、やはり子供たちが生まれ、跡継ぎ等はそこでつくっていく、この大切さ。そしてまた、その町はせいぜい6年で400人ぐらいしか生まれておりません。ある意味では採算度外視です。しかし、それでもそのうち里帰り出産が45%ぐらい、実質大島よりも出生数が少ない状況です。こういう中で、やればできるというのが、私が得た感触です。ぜひ、（発言する者あり）ちょっと休憩いいかね。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。13時まで休憩でございます。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 咳づいたために、聞き苦しいところがあったかもわかりませんが、最後のところを言うちょきたいと思います。

一つは私が調査したところ、これは昨年11月頃です。そして、行ったところが邑南町、いわゆる広島と島根県の、島根に入ったところです。それと邑智病院、これは、公営企業局運営の病院です。

そこが、いわゆる6年間で400人ぐらい、これは大島の水準と一緒に、ほじゃけえ、向こうのほうは里帰り出産を入れておりますので、大島のほうが多く見込まれるんじゃないかということでもあります。

それと、調査したのが、本当に産科医師が1と助産師2で運営しよりました。これが可能かどうかも含めて調査する必要があるというふうに思います。

それともう一つは、いわゆる小児科関係です。小児科は、やっぱりかなりやる気のある医師いう紹介でありましたが、1人でやられておると。それも長年にわたってやっておられるというのが特徴でした。

やはりこれは、その事務局も、いわゆる対応のとき言われたんですが、基本的にはその町のトップ、町長なり公営管理者が部内で話す、部内というのは、町執行機関と公営企業局とがやっ



ぱりよく話し合っ進めんと、どうしても出しの部分が多いというのも、今まで答弁にありますので、含めて協議する必要があるんじゃないかなという点をつけ加えておきたいというふうを考えます。

あと、いろんな、いわゆる損益計算書、貸借対照表を見ると、大体大島より、ちょっと3病院ありますから、当然少ないという状況です。それと、かつては看護学校のほうに視察研修に来たという事務局からの報告もありました。

以上、2点について聞きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの、「憲法を守り尊重する政治の実践について」という御質問をいただきましたので、お答えします。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、国民の平和と民主主義の渴望の中から生まれたものであり、国の最高法規として、国民の自由と権利を保障し、我が国が明るく平和な住みよい国にすることを目的としておると思います。

また、憲法の国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義は、将来の世代にわたって永続的に受け継いでいかなければならない基本原理であります。

つきましては、憲法を守り、尊重する政治の実践が、最も重要なことであると認識をしており、今後もこれを実践してまいる所存であります。

「合併前の旧町の行政サービスの洗い出しと現行サービスの見直しについて」という御質問でございましたが、広田議員さんの御質問では、合併以降において、三位一体の改革を初め、地方に及ぶ国の改革は、地方に負担を強いるものであり、その影響は住民の負担増と行政サービスの低下に反映されてきたのではないかとの御指摘の上で、今日の財政調整基金の状況、また普通交付税においても、合併特例分の減額について緩和措置が講じられるということから、これをもって住民負担の軽減、行政サービスの見直しを図るべきとの御意見というふうに、思っております。

御承知のとおり、予算の編成におきましては、毎年度、国、県の制度や取り組みの動向、またその折々の事業の重要性、緊急性、また町が掲げる計画との整合性など、さまざまな観点のもとに、事業の新設や改廃を重ねた上で、当然ながら財政条件の裏づけのもとに、毎年度予算編成と決算を行ってきたところであります。

ここで、これまでのこととして、合併以降の一般会計決算状況の動きにつきまして申し上げますと、普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債の広義の交付税におきましては、平成19年度まで段階的に減少し、これを底に、平成22年度まで上昇、またこれをピークに再度減少を続けている状況であります。

平成19年度には、平成16年度対比9.9%、約9億1,100万円の減額となっております。当然ながら、経常一般財源についても、相応の動きをしているところであり、これが歳出の予算額及び決算額に影響することは言うまでもありません。

一方、歳出決算につきまして申し上げますと、その特色の一つに義務的経費のうち、人件費及び公債費の動向があります。

人件費では、平成19年度において、平成16年度比約2億5,200万円の減額となっております。

平成25年度では、平成16年度比、約9億9,900万円の減額となっており、また公債費では、平成19年度において、平成16年度比、4億1,600万円の減、平成25年度では、平成16年度比、10億3,600万円の減額となっております。

つまり、毎年度の予算編成において、財政の健全化に向けた「行財政改革大綱」の断行にも厳しく、また確実に取り組むことを掲げており、その結果、厳しい財政状況ではありましたが、合併時に廃止した事業はあるものの、その後、新たな事業の創設や拡充など、住民の負担の適正化、行政サービスへの影響は最小限にとどめ、適切な提供は維持できたものと考えております。

また、財政調整基金の増額につきましても、その成果とともに、今後見込まれる普通交付税等の大幅な減額等を迎える中で、適切な行政サービスを確保することを意図するものでありまして、御理解をいただいていると思っております。

いずれにいたしましても、近年の普通交付税の動きを初め、国の制度や政策、予算の裏づけとなる財政環境は、その時々に変化するものであって、その変化にはやはり柔軟に、また的確に対応する必要があります。

平成27年度は、「地方創生元年」に位置づけられた年でありまして、周防大島町にとって、「次なる挑戦への10年」のスタートの年でもあります。

今後、「地方版総合戦略」や「周防大島町総合計画」を初め、さまざまな計画の策定や見直し作業を行う予定としておりまして、当然ながら、現在の財政環境を念頭に置いた上で、守るべき制度はしっかりと維持しつつ、事業の見直しも含め、果敢にその作業に取り組んでいきたいと考えております。

企業局のほうは。

○議員（4番 広田 清晴君） 町長、もう一つ。公務員、全体の奉仕者。

○町長（椎木 巧君） もう一つ、あったんですね。済みません。

公務員の全体の奉仕者だということをおっしゃられました。その質問でございますが、日本国憲法第15条の第2項に、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されており、公共の利益の増進のために、全力を挙げてその職務に取り組まなければ

ならず、住民の思いや地域の声を真摯に受けとめる必要があります。

職員一人一人が、町を代表していることを自負し、綱紀粛正に努めるということは、私も含めて、職員の執務の基本でありまして、これまでも機会あるごとに要請をしてきたところであります。

今後も、常に業務の基本に立ち返り、一つの行為が全体に与える影響を自覚、認識するとともに、公平公正な業務遂行を心がけ、町民から信頼され、評価される町政の推進を図るために、公私ともども緊張感を持って自律するよう徹底してまいりたいと考えております。

また、施政方針でも申し上げましたが、合併から10年を経過して、これまでのまちづくりの取り組みと成果を振り返り、さらなる発展を期し、今年を地方創生元年と位置づけ、町民の皆様が安心・安全に生活でき、生きがいを持って暮らすとともに、この歴史ある周防大島町がすばらしい町になるよう、初心を忘れることなく、「まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に」を基本に、住民本位の行政を推進し、町民の皆様とともに幸せに暮らせる町政運営を実践していく所存であります。

○議長（久保 雅己君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの公営企業局、産婦人科・小児科の設置についての御質問にお答えいたします。

産婦人科医の不足の原因については、産婦人科医師を目指す医学生の減少により、全医師数に占める産婦人科医の割合が減少していること、女性医師が増加しているが、休職者が多いこと、医療訴訟が多く、肉体的疲労に加え、精神的疲弊が蔓延していること、不妊治療等が増加し、ハイリスク妊娠分娩が増加していること等が指摘されています。

また、小児科医の不足の原因としましては、全医師数に占める小児科医の割合が減少していること、小児救急医療のコンビニ受診の増加による過重労働等が指摘されています。

産婦人科・小児科の持ち出しが多いという点につきましては、不採算部門ということだと思えますが、患者様が婦人、小児科と限定されていることより、他の診療科より利用者が少なく、特に小児科は診療に時間を要することから、経営効率が悪くなっていると思えます。

最近では、医師確保対策として、診療報酬改正により、周産期医療、小児医療は増収されてきていますが、不採算部門であることに変わりはないと思っています。

今元議員さんへの答弁でもお答えしましたが、診療を行うには、産婦人科医・小児科医の確保が必要ですが、昼夜を問わず急な出産に対応するための過剰な労働環境にありますので、産婦人科医2名、小児科医2名、助産師の必要不可欠と考えています。

また、設備の面からも、分娩における機械器具、療養環境を整備するためには、多大な経費が必要になってきます。

したがいまして、現状では、産婦人科、小児科の診療は厳しい状況にあります。議員さんの御指摘のように、大学病院、進んだ医療施設と連携して運営している自治体病院、先ほど御指摘のありました病院の調査、研究は必要であると思います。医師の確保さえできれば再開したいと考えています。

現在、経営コンサルタントの力を借りて赤字縮減に取り組んでおりますが、産婦人科、小児科の再開についても力をお借りし、実現に少しでも近づけるように調査、研究をしていかなければいけないと思います。

町立病院の役割として、不採算部分を切り捨てるのではなく、地域住民の皆さんの健康を守るべく、少しでも必要と思われる病院、介護老人保健施設を目指して、努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、憲法問題に対して端的な答弁がありましたので、核になる部分だけ、若干質問しちよきたいと思います。

実は、議会初日に町長のほうが、岩国への移転問題に対して、いわゆる空母艦載機という問題に関して気になることを言われました。

閣議決定をされたのだから、尊重しなければならない、こういう表現を使いました。

国は、いろんなことを、やっぱり予算を含めてですが、閣議決定というのはその時々行います。

これは、いわゆる住民自治と閣議決定と真っ向から対立したり、そしてまた、そこに住む皆さん方の意見と対立した場合、やっぱり私は首長としては、そのところをただ単純に、いわゆる尊重ではなしに、町民の皆さん方の声を聞きながら代表していく必要があるんじゃないかと。

たとえ閣議決定されたとしても、あくまでも椎木町長は町民の代表です。ですから、そのところを十分認識されて執行されたらいかがか。その辺についての考え方、聞いときたいと思えます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 空母艦載機の移駐、米軍再編の件についてでございますが、この閣議決定が行われ、そして今移駐の準備が進んでおるといって時期でございますが、このことについての経緯を申し上げますと、平成18年だったと思いますが、米軍再編の話が浮上しまして、そして岩国基地、岩国市を含めて基地周辺の地域にもこういう問題が起こってまいりました。

そのときに閣議決定が行われ、そして当然それまでもいろいろな経緯がありましたが、閣議決定が行われた決定がということで、当時、私の前の、中本前、初代の町長だったと思いますが、閣議決定が起こったんだから、これでもう終わりだと言っておるわけではなくて、当時まさに米軍再編で空母艦載機59機が移駐するということについては、「賛成ではないが、やむを得な

い」というような、非常にわかりにくいファジーな答弁だったとっております。

そのことで、真っ向から反対をしているというわけではないというふうに、今国のほうは理解をしたんだらうと。そういうことで、米軍再編交付金についても支給対象の地域としてから、その再編特別措置法という再編交付金の支給地域として、周防大島町も入ったという経緯がございます。

そこで、閣議決定が行われたので、それを尊重するという意味は含まれておったと思いますが、今もうこれを賛成しておるといふわけではございませんし、先般も行政報告で申し上げましたように、これが2017年あたりがその移駐の時期になるということであることから、再度また文章にまとめて、この国に対するきちんとした要請要望は出しておるといふ状況でございます。

今も、だから59機の空母艦載機の移駐について、賛成だという立場をとっているわけではないということは申し上げておきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） それぞれが、特に周防大島町の場合、どう変わってくるかという点も、ぜひ町長は予測していただきたいというふうに思います。

と言いますのは、岩国市においては、いわゆる沖合移設という形で、市内上空を飛ぶ確率が、実は少なくなるんじゃないか。そして、私たちが住んでいる大島については、上空を突き抜ける、いわゆる経由して行く回数がふえるんじゃないか。そのことによって、騒音だけじゃなしに、安全性も問われるんじゃないかなというのが町民の危惧だというふうに私は考えております。それが一つです。

それともう一つは、極東最大の基地に岩国になるという指摘も、実はマスコミ等を通じて、今現在もされているんじゃないかというふうに感じております。

憲法問題の基本は、私は町長におかれては、やっぱり町民の声をしっかり聞きながら、執行権者として頑張っていくというのが町長の大事な仕事の一つじゃないかなと。

たとえ閣議決定がされた後においても、しっかり町民の不安なところに耳を傾ける必要があるというふうに考えるのが、私の考え方です。

その点で、御理解いただけるかどうか、その点について、答弁をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど申し上げましたように、2017年あたりが米軍再編に伴う空母艦載機の厚木からの岩国基地への移駐時期が、そのように今言われているというふうに思っております。

そのようなことで、その結果、どういうふうになるのかという御質問ございましたが、それ

で岩国市のほうにおいては、仮にそれが移駐はされたとしても、市内の上空を飛ぶ回数は特にふえないということを今言われたと思うんですが、岩国市内の上空を飛ぶ回数がふえるとか減るかかっていうことではなくて、59機が移駐をすれば、当然その回数的には、それは大きく伸びると。今までは、海兵隊の航空隊が約60機でございますので、それにプラス59機の艦載機が来れば、当然回数的には多くなるということは懸念されているところでございます。

ただ、岩国の上空を飛ぶ回数がふえるか減るかかっていうのは、ちょっと私たちがよく把握できていないところでございます。

それで、大島の上空ではふえるというふうに今おっしゃられましたが、当然訓練から帰ってくるルートがちょうど大島の上を通るわけだというような、今の海兵隊の航空機は通るようなルートになっていますので、これが、例えば空母艦載機が同じルートを通るのであれば、当然その59機分ほどはふえるということは懸念されているところでございます。

それで、私たちが先般出しました文書にまとめた要望書の中では、まさに今の現在の騒音が大きくなるかどうかは別にして、それが回数がふえれば、それは回数的には当然多くなると。一機一機の騒音の大きさではなくて、それが機数がふえることによって回数がふえるのではないかという懸念を届けております。

そして、空母艦載機59機が岩国基地に移駐をするということになった場合の極東最大の基地となるというふうな懸念があるということでございますが、極東最大の基地がどういうものか、私でも十分な理解が進んでないと思いますが、機数だけで言えば、今の海兵隊の航空隊と、今度の空母の艦載機が、両方が移駐後には、両方では倍数近くになるんだろうというふうな、数字の上では感じがありますので、そのことについては、それをもって極東最大の基地と言えるかどうかは別にしまして、機数では、そのようになるんだろうというふうに思っております。

そして、それらの懸念に対しまして、町民の意見を十分聞くかどうかという御質問がございました。

まさに、それは町長とすれば、町民の皆さんの意見を十分聞くというのは、これは当然のことでございますし、また町民の皆さん方にも、空母艦載機が移駐した場合にどのようなことが起こるんであろうかということについては、適時、国からの情報については、皆さんにお知らせをしていきたいと思っておりますし、当然そのことによって、過重な負担にならないようにということは、当然要望として出しておりますし、そしてまた移駐をすることによって、どのような不安が起こっておるんだろうかということについては、当然地域の皆さん方の意見を十分お聞きをして、それをまた国のほうにきちんとした形で届けて要望を出していきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 憲法問題は、幅が広いわけですが。それで、今ずっと防衛にかかわ

る部分、いわゆる9条にかかわる部分で、それと地方自治体の長としての立場、これをどう見るのかという点で質疑を繰り返しました。

次に、2項目で指摘しております、实际的に行政執行者として、平成16年に合併して11年目に入りますと。こういう中で、いろいろ言われた内容、これは大体中身としてはそういう考え方だろうなというふうな部分はわかりました。

そういう中で、一つは見直し作業、見直し作業というのは、その当時と比較して、いわゆる今日時点で、当然よい部分もあろうし、後退部分もあろうと思います。そういう意味で、16年度ベースに、今の27年度時点の状況を、ずっと見詰め直したらどうでしょうかということで、再質問したいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほども申し上げましたが、平成16年の10月の合併時、それ以前に2年半ぐらいにわたって、合併の協議会が持たれまして、旧町ごとにそれぞれの議員さん、協議会の委員さんに出ていただき、そして、その中でいろいろな議論を進めていったと思います。

当然、そのベースになるのは、旧町ごとの職員の中で洗い出しを行い、そしてそれを俎上にのせ、そしてまた協議会で議論し、そして結論を得て、統一的なサービスに持っていったということでもあります。

そうした中で、確かに旧町ではこのようなことがたくさんあったけど、それがなくなっておるという部分も当然あると思います。

しかしながら、当然合併するわけですから、合併するために、サービスを同一にしなければならないということからして、下がった分野も上がった分野もあるというふうに思います。

それをもって、サービスは高く負担は低くということに、全てそれをするということは、なかなか不可能であったということはありません。言葉としてサービスは高く負担は低くということに、全部を合わせるんだというふうな意味合いではなかったのではないかと、そういう方針をもとに調整を図っていくということだったのではないかと思います。

そういう意味で、旧町の時代にはあったもので、今現在の周防大島町にはないというサービスはたくさん出ておると思います。

ただ、それが全てではなくて、そうしたら今度は新町になって、別に新しくかわるような制度ができて、それと全く同じではないけれども、そこに移行しているというふうに見れるところもたくさんあると思います。

それで、けさ方の地方創生のところでもお話しましたが、地方創生の中で、新たにまた過去にあったサービスが復活したり、または改善されて乗ってくることによって、これから地方創生につながるのか、または定住対策につながるのか、子育て支援につながるということについては、

これはもう特に過去にあったものを排除してから、議論しないということではなくて、これらも含めて地方創生につながるようなものであれば、ぜひともそれも一回俎上にのせて、きちんと整理をし、そしてまた地方創生のほうでプラスになるものであれば、それは十分検討していきたいというふうに思っておりますが、たくさんあります。

そして、それがまた過去のを引っ張り出してみますと、旧町ごとに全部違うことがたくさんありますので、それが全部復活するかどうかというのは別ですが、一応今回の新しい地方創生は異次元の状態で行き止まりということですので、これらも含めた状態で再検証をしてみたいと思っておりますのでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ぜひとも再検証。いろんな資料をもとに、行政庁ですから、所管課にそれぞれ状況を出してみんさいということが言えるわけですから、ぜひ再検証。検証です。やっていただきたい。

そして、今町長が言われた答弁のように、いわゆる似通った部分でプラスになった部分、それは当然あるというふうに私も思いますから、ただやっぱり住民の皆さん方に問われたときに、合併当時こうだったと。ほいで、町長が言われた、「うそ、言いんさいや」ってから言われるかもしれないから。ほいじゃけえ、それはやっぱりきちっと調査してみんといけんじゃないかねというのが、今回の質問趣旨なので、ぜひその点を理解していただきたいというふうに思います。

それと、調査の監視役については、もう再質問しません。というのが、すっきりやっぱり答弁されたんで。ただ、実践をぜひともお願いしときたいというふうに思いますので、次に移りたいというふうに思います。

先ほどから言われる答弁を聞いておりますと、やっぱり特徴ある病院をつくりたい、そのためには産婦人科も小児科も必要と思うのだが、医師不足がいかんともしがたいというのが企業管理者の答弁であつたらうかというふうに思います。また、やる方法があれば、やっぱり考えていきたいというのが端的な私の捉え方です。

それで、私自身が、ずっと合併後、公営企業局問題を捉えてきました。そして、今年度、言うなれば、公営企業局にとって負担が重たい部分、いわゆる看護学校、当初から比べると、2,000万円ぐらい国庫負担分が減る。まだその理由は聞いてないんです。ただ、特交が減るけえというだけしかまだ聞いてないんで、その辺はもうちょっと説明ができるもんなら、していただきたいなというふうに思うちょります。

それと、今回同じように、いわゆる無料バスの運行、1台当たり100万円で、600万円減る。これも痛いですが、実際的に。それで、2,600万円。それで、消費税が実際的には入りと出を含めても1億円ぐらい負担せんにやいけん。これも客観的事実であろうと。それらがあって、



この1年間を運営していくわけです。

そういう前提を知ったりながら、何で今産婦人科と小児科を言うのだろうかというふうに思われても心外なんです、実際的には私は、先ほど言いましたように、私自身の研修、これは他の議員から言われたので、若干言うときますと、自費研修です。自費研修で行ったというふうに理解しちよってください。

実際的に行ったところでは、やっぱり町長と企業局のすり合わせ。町長の、やっぱりこの地域に少なくとも産婦人科を置きたいという必要性、そして小児科、これも自分の町の中で、3病院ある中で1つは、1科はぜひともやったらどうかと。このことが定住促進につながっていくんだという認識のもとで協議して運営しよる。それが行った先の結論というふうに私は見ております。

それで、周産期病院と、ある自分ところの公営企業局、産婦人科運営、実際的には産婦人科といえ、1人の医師と2人の助産師で運営する。それは当然、異常分娩のときには協力体制が要りますから、当然それはきちっと協議をされちよると思います。それを含めて、最終的にはやる気が決定する。

小児科にしても、確かに今の現状での医師不足、小児科医師、産婦人科医師、それは確かにすごいいろんな効率的な部分でストレスがあつて、大変な状況があるというのはわかっておりますが、実際的には町長が本当に定住促進のために、本町の企業局の中に産婦人科をつくろう、小児科をつくろう、これが将来にわたって、自分とこの町に必要なんだというのが、決定的に大事だというのが、私の、いわゆる研修した内容です。

ですから、その辺で町長自身が、率直に言うて、先ほどからありましたように、逆に橋を渡ってくるかもわからんわけです、今の周東病院だけだったら、実際的に。

それを踏まえて、町長の考えを聞いちよきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 邑智郡の公立病院組合の研修をいただいたということでございますが、邑智郡の公立病院組合で、まさに小児科の医師がおられますし、非常にこの方は、島根大学の医学部から直に来て、非常に地域医療に物すごく情熱を燃やしている立派な先生だというふうには聞いております。

そして、言うなれば、小児科を1人で回しているというようなことで、公立病院とすれば、非常にこの先生に大きく貢献をいただいていますということでございました。

ベッド数は94ベッドで、この邑南町自体は、人口が1万1,000人ぐらいでありますので、邑南町だけでこれを賄っているということではなくて、邑智郡公立病院組合ですから、邑智郡全体で中心的にこの公立病院組合が運営されていると思っております。産婦人科も小児科とちよつと似たような状況かなと思っておるんですが、1人の産婦人科医で、助産師さんを2名ほど確保

し、それで6年間で400ですか、里帰りもというような、非常にこの産婦人科医の先生が大きく貢献、頼っているということでございます。

言うなれば、ちょっとなかなか私もそのここの事がつぶさにわかっておるわけじゃないんですが、大島の近辺で言えば、周東病院のような性格を持っておられるんじゃないかなというふうに見ておるわけでございます。

要するに、周東病院と、ここに同じような形っていうのはなかなか難しいだろうと。以前は、そういうものもありまして、なおかつ民間の産婦人科医さんもたくさんおられたと。それほど、たくさんのお産があったという状況だろうと思います。

そうした中で、けさからの今元議員さんの質問にも、企業局のほうからもありましたが、例えば条件を整えば、それはここできちんとやるということになると思いますが、なかなか今の現在の状況では、そういう条件が整いにくいということを言っているんでございます。

それともう一つは、広田議員さんのほうから、要するに人の問題と費用の問題があるんじゃないかということがあります。当然、産婦人科・小児科は、どちらかというとな採算のような状況になっておる診療科ではないかと思いますが、しかしながらそれだからここを努力してないというわけではなくて、それは医師の確保がまた大前提で、医師の確保でき、なおかつそれに対する医療器具や、例えばその施設整備が進み、それで医師が確保できれば、それは当然そういうことに進めていかなければなりませんし、そのことについては町長としても最大限の努力はしたいというふうに思っているところでございます。

そういうことでございますので、邑智郡の公立病院とここが全く同じようなことではないということはおし上げておきたいと思っておりますし、条件を整えば、ぜひともそういう努力はしたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 企業局のほうに求めておきたいというのは、やっぱり既に行かれたかどうかは知りませんが、私らもネットで調べますよね、まず。それで、企業局にちょっとこういう書類をちょっと調べてみてくれんか、取り寄せてくれんかって言うて、お願いします。

そして、私たちはそれを受けて、私個人ですが、改めてそこで実践されよるところに行って調査して、どういう点が大変なんか、どうなのかということを感じて研修して帰ります。そういうような立場で行くと、確かに町長が言われるように周防大島町と全く一緒ということは、ないです。向こうのほうが条件不利地です。雪深いところですから、条件不利地です。

そしてまた、広島病院と島根、サンドイッチのところ、実際的にはかなり診療施設も厳しいところなんです、診療体系も。

ただ、いろんなテクニックと言ったら語弊があるかも知れませんが、7対1の基準をとった

り、それは24年度決算ですが、そういうところです。

ですから、やりようによっては、あると。向こうも、向こうと言ったらおかしいんですが、邑智病院のほうも看護師がおらんということで、本町の看護学校のほうに視察研修に来たと。前、行ったことがありますということも言われよったんで、ぜひ行ってから交流なり、それで経営の中身なりをぜひとも調査するよう求めておきたいというふうに思います。

以上で終わりたいというふうに思います。答弁は、いいですから実践してください。よろしくをお願いします。（発言する者あり）いやいや。

○議長（久保 雅己君） 以上で広田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

○議長（久保 雅己君） 先ほど今元議員の質問に対して訂正があります。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） すいません。2点ほど今元議員さんの奨学資金についてですが、現在あります。

周防大島町病院等事業就学資金貸付条例というのがありまして、その中で医学部、または歯学部  
部の専門課程、またはこれに進学する課程の学生、そして臨床検査技師、臨床放射線技師、保健師、助産師及び看護師、そして理学療法士、作業療法士に対して奨学資金があります。

月4万円と6万円で、6万円の場合は借りた期間の1.5倍、4万円の場合は借りた期間の1倍という年数で貸し付けをしております、無利子で。

それで、条件としては、今言った年数、町立病院関係、公立病院に勤めるということで、これは生きています。

今まで、一部組合からで医師として4名の実績があります。それで、放射線技師さんが2名、理学療法士さんが2名、看護師さんは毎年大島看護学校に5名から、多いときは20名弱の奨学金を貸与しています。

そして、そのうちのかなりの人が、看護師さんの場合は今大島の町内の病院に勤めてくれてますので、それで逆に看護師を、広田議員の質問ですが、うちはもってる感じはいたします。だから、そこでは非常に奨学金が生きています。

もう一点は大学のことですが、県からも出てまして、今医学部に在学中の人には、これは小児科・産婦人科・麻酔科・救急科の医師及び外科の医師ですが、これ月額15万円、外科は、ただし5年生と6年生だけに奨学金は出しております。そのかわり、県内での指定の病院に幾らか勤めると。

それともう一つは、入学時に既に地域枠というか、地域医療再生枠というのが、これは10名あります。そして、緊急医師確保対策というのが5人おりますので、トータル15人の、これは

地域枠の推薦入学の中に入ってます。

この人たちは、今言いました地域医療再生枠は月15万円、緊急医師確保対策の場合は20万円。条件として、貸付期間の1.5倍に相当する期間、9年間のうち4年間は過疎地域の病院で勤務することが必要である。これが、先ほど言いました卒業生が出てきたら、その過疎地域の病院の中の10病院の中に、うちの病院が3つ入ってますので、この人たちの研修が終わったら来る可能性がかなり強いということです。

以上です。

---

## 日程第2. 報告第5号

## 日程第3. 報告第6号

○議長（久保 雅己君） 日程第2、報告第5号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告から、日程第3、報告第6号工事請負変更契約の専決処分の報告までについて、執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは、報告第5号及び第6号の専決処分について御報告を申し上げます。

議案つづりの第2号の1ページ、2ページをお願いいたします。

まず、報告第5号は、平成27年1月27日に、周防大島町大字西方地内白木港広場において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、3月5日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により、議会へ報告するものでございます。

この事故は、大字西方地内の白木港広場において、イベント準備のために行っていた草刈り作業中、草刈り機によって小石がはねたことにより、同広場に駐車していた被害者所有の自動車のリアガラスを破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は8万4,034円で既に示談書を交わしており、全国町村会総合賠償補償保険より3月11日に支払い済みでございますので、あわせて御報告をさせていただきます。

続いて、3ページ、4ページをお願いいたします。

報告第6号平成26年度竜崎温泉「潮風の湯」機械設備改修工事変更請負契約の専決処分について、御報告を申し上げます。

本工事は、株式会社三光電気工業所と請負契約を締結し、機械設備の改修工事を進めておりますが、施工に当たり、ポンプ類の一部について調査の結果、再利用から新製品へ取りかえを行ったことにより機器数量に追加が生じたので、設計内容を変更をいたしました。これにより、専決処分書に記載のとおり、原契約の工事請負金額6,858万円に221万1,840円を増額

した金額7,079万1,840円とする請負変更契約を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成27年3月9日付で専決処分により処理をさせていただいたものでございます。

以上2件について御報告を申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、執行部の報告を終了します。

---

#### 日程第4. 議案第57号

○議長（久保 雅己君） 日程第4、議案第57号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第57号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に2億9,996万2,000円を追加し、予算の総額を150億1,130万7,000円とするとともに、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度予算について定めるものでございます。

補正の内容は、本定例会初日の施政方針において、地方創生関連事業として御説明をさせていただきました国の補正予算、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、消費喚起や地方創生の先行的事業として実施する事業につきまして、新規に計上するものでございます。

それでは、その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

まず、歳入の13款国庫支出金2項国庫補助金は、このたびの地方創生関連事業に係ります補助金の交付限度額について、地方消費喚起・生活支援型4,897万1,000円、地方創生先行型4,660万6,000円をそれぞれ新規に計上するものでございます。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1,698万3,000円を計上し、財源調整を行うものでございます。

19款諸収入4項雑入2目雑入は、中学生医療費助成事業を実施するにあたり、見込まれます歳入、福祉医療費、高額払い戻し及び福祉医療費第三者納付金をそれぞれ1,000円計上するとともに、プレミアム商品券発行事業に係ります商品券販売代金1億8,740万円を新規に計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

10ページ、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費は、町内の主要観光施設や公共施設に

公衆無線LANを整備し、観光情報等を容易に提供できる環境を整備する観光施設等Wi-Fi整備事業のための経費259万円を計上するものでございます。

6目企画費では、企画一般経費において、今後の地方創生への取り組みの指針として、周防大島町総合戦略を策定するための経費1,180万3,000円を、また海域保全管理事業において、アワサングPR事業として映像DVDやグッズを作成する経費157万7,000円を計上しております。

11ページ、9目地域振興費は、自治会から空き家情報の提供をいただくことにより、空き家バンクの登録物件の確保を図ろうとする空き家活用事業に要する経費200万円の計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、これまでの小学校6年生までを対象としていた医療費無料化について、中学校3年生までに拡充しようとする中学生医療費助成事業の経費1,150万円を計上するものでございます。

12ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、子育て世帯応援のため、中学校3年生までの子供に対し、1人当たり4,000円の商品券を配布し、あわせて消費喚起を促そうとする子育て世帯応援券配布事業の経費692万円の計上でございます。

13ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費では、保健総務一般経費において、「ちよび塩」メニュー作成プロジェクト事業に要する経費24万7,000円を、救急医療体制事業では、柳井医療圏における周産期医療確保のため、周東総合病院の周産期医療受け入れ体制の充実を図る周産期医療支援事業補助金183万6,000円を計上しております。

2目予防費健康増進事業は、歯周病検診事業に係る経費150万円の計上で、40歳以上の全ての方を歯周病検診助成の対象にしようとするものでございます。

予防接種事業では、これまで任意予防接種であった乳幼児へのロタウイルス、B型肝炎ウイルス、おたふく風邪、水痘、これは3歳以上でございますけれども、その予防接種について、公費助成を行う子育て支援任意予防接種事業278万6,000円を計上しております。

14ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、先導的果樹花木導入事業補助金200万円の計上で、耕作放棄農地の保全対策とあわせ、新たな特産品や観光資源となり得る果樹や花木の植栽を推進するため、苗木の購入費を助成しようとするものでございます。

2項林業費1目林業総務費は、モデル竹林整備事業補助金300万円の計上でございます。荒廃竹林をモデル的に整備し、環境を整備するとともに、タケノコの収穫など資源として活用し、事業化を模索していこうとするものでございます。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、地域消費喚起・生活支援型の地域住民生活等緊急支援交付金により、プレミアム商品券発行事業を実施するもので、2億3,002万9,000円

の計上でございます。2割のプレミアムを転嫁し、1万2,000円分の商品券を1万円で販売する予定でございます。

15ページ、3目観光費は、広島送客誘発型広報事業として、観光周防大島の大きな商圈であります広島を対象に、さまざまな広報媒体を利用し、周防大島町の魅力を発信していこうとするもので265万9,000円の計上でございます。

8款消防費1項消防費4目災害対策費は、本年度策定いたしました津波ハザードマップを配布し、津波に対する情報を周知することにより、災害に備えていただくため、印刷製本費85万円を計上するものでございます。

16ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、語学留学支援事業の経費181万5,000円の計上でございます。本町と山口大学は、国際総合科学部を中心に包括的連携協定を締結しており、大学と連携して高校生の語学留学を実施するにあたり、これを支援するものでございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、四境の役150周年記念事業として実行委員会への補助金470万円の計上でございます。平成28年度には、大島口の戦いから端を発した四境の役から150周年を迎えることとなり、こうした史実や史跡、歴史的な文化遺産を整備し、内外に情報発信をしていこうとするものでございます。

5目社会教育施設費は、ハワイ移民資料整理事業として、官約移民以後の移民データを整理し、検索システムの充実を図るもので1,050万円を計上するものでございます。移民資料の充実により、日本人のほか日系外国人来館者の増加を図るものでございます。

17ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費は、スポーツコミッション事業として、郡体育協会補助金165万円の計上でございます。冬季——冬の時期の観光客閑散期に人工芝グラウンド2面を有する特性を生かし、サザンセト大島・高校サッカーフェスティバルを開催することで、大会参加者及び関係者を招致するとともに、温暖な気候も含め、合宿の適地であることをPRし、高校、大学、企業のスポーツ合宿誘致に努め、地域スポーツの振興や地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、5ページに戻っていただきまして、第2表の繰越明許費でございます。

今回、補正計上いたしました地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金関係事業のほか、県議会議員選挙経費、海岸保全整備事業、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費、原石山管理事業及び道路新設改良事業など、年度内完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議の上、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、議案第57号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

明を終わらせていただきますが、なお、参考資料といたしまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金にかかわります事業の概要もあわせてお配りしておりますので、御高覧いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 12ページ、子育て応援券配布事業についてお尋ねいたします。

中学校3年生までの子供が対象ですが、下はゼロ歳から対象になりますか、それと支給基準日はいつですか。新たに出産、転入される子供さんについての取り扱いはどうなりますか。お尋ねいたします。

それと、15ページ、プレミアムつき商品券の発行事業について、先ほど、一般質問の答弁や提案理由がありましたが、確認で再度お尋ねいたします。

1人1回につき10冊までということは、12万円の商品券を10万円で販売するということですか。それと、本人確認をしないということですが、無制限で商品券を購入できるという解釈でよろしいのでしょうか。また、ばらでも購入できますか。

それと、本事業は、7月1日から施行ということで、町内の指定業者は既に決まっていると思いますけれども、実施要綱、まだですかね、実施要綱はこれからということでありましたら、できたら自動車の販売業者とか、建築業者等も指定業者として考えられないのか、御検討をお願いいたします。

それと、商品券の利用期限は7月から12月までの6カ月間ですが、それまでに使用しなかった商品券は無効になりますか、どうなりますか、お尋ねいたします。

それと、指定業者の方も商品券を購入することができると思いますが、指定業者でありますので、商品券を換金することができます。自分が購入した商品券とお客さんが使用した商品券はどのように区分されるのかお伺いいたします。

それと、商品券印刷1万8,400冊でありますけれども、偽造されないように、細心の注意でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 対象者はゼロ歳から中学校3年生までです。

それと、交付基準が27年5月1日現在で町内に在住する中学校3年生までの子供さんに対してということで、5月1日以後に生まれた場合、それ以降に生まれた場合は対象とはなりません。

1日まではオーケーですけども。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。



○産業建設部長（池元 恭司君） 吉田議員さんからのプレミアム商品券、多々質問がありまして、ちょっとメモしきれなかった面もあるんですけど、ちょっと一つ一つ御紹介していきたいと思えます。

まず、きょう、机の上に配付されました事業概要が、これがもうほとんどのことを網羅しております。で、まず、1人が1冊、1回10万円、1回10冊ですのことしか言ってませんので、あとについては、なかなか、各個人の考え方によろうかとは思いますが、ただ、一応国の説明会の中で、そこで各都道府県と国とのQアンドAが、問答がありまして、そこで国の担当者のほうはプレミアム額20万円、というのは、120万円が上限ではなかろうかと相場感を持っているというようなQアンドAがございます。それ、ちょっと、参考までに御紹介しときます。

次に、ばら売りは考えておりません。で、一応、登録業者でございますが、先ほど町長からの説明でもありましたように、4月の中旬に発行されます町の広報、これで業者のほうの登録手続をとりまして、それが、登録した後、販売期間につきましては、7月から8月の二月間が、住民の方が買える期間としております。それを、利用期間につきましては、その7月から12月末の半年間の期間を限定しております。

で、一番、この消費喚起でございますので、スピード感を持ってということが国からの一番趣旨というふうに聞いておりますので、短期間に消費をしてほしいというようなことが大変、一番大きい国の思いのように聞いております。

それと、自動車の販売ということでございましたが、周防大島町としたら、自動車の販売ということに限っての商品券は販売していませんが、先ほど言いました、1人10冊の最高100万円、120万円までについては、そこまでは町としてはいい悪いというのは判断してませんので、それは購入される方の判断になろうかと思えます。

それと、偽造については偽造防止の印刷を考えております。あと、そのほか何かありましたか。  
(発言する者あり) やけ、ばらは……

○議員（11番 吉田 芳春君） それと、今の指定業者ですね、購入された個人とか家族とか、奥さんが購入された分と、さらにお客さんと、ごちゃ混ぜと言ったらいけません、そうなったらですね、どこで……

○産業建設部長（池元 恭司君） 業者の方が商品券買って、自分とこで消費するということは、それは、この趣旨に合いませんので、そこは良識ある対応をしていただきたいと思います。そこはもう、このことについては、そこは（発言する者あり）はい。

で、そうですね。あと、その販売することについては、町民以外、町外の方でも買えるようになっておりますので、そういうふうなことで対応するようにしています。

以上で、答弁漏れないですかね、いいですか。

それと、商品券を買いまして、あと、よう使わなかったと、残ったという場合はもう無効になりますので、ぜひとも買える範囲の分を買っていただいて、スピード感を持って（発言する者あり）使用していただくことが今回の趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 16ページの教育費で、先ほど四境の役150周年記念ということで470万円、概要説明、さらさらとおっしゃいましたけど、ちょっと聞き取りにくい部分もありましたし、再度、もう一度詳しく聞かせていただきたいのが一つと、その下のハワイ移民資料館、これの管理ですね。これ、こういった場合は、指定管理業者、今既におりますね。そういう人たちとは、事前に、何らこの予算組みの段階で相談してるんですか。そういうのは一方的に、教育委員会だけの判断でやられてるんですか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。お願いします。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） まず、16ページのふるさと文化振興事業の四境の役150周年記念事業ですけども、これにつきましては、記念事業の実行委員会をつくるように計画しております。この中で、この実行委員会は農協さんとか漁協さんとか商工会さんとか入っていただいておりますけれども、この中で事業を進めようと。

で、どういう事業かということなんですが、慶応2年6月7日、1886年が四境の役の最初の火ぶたが切って落とされた日なんですが、文化振興会のほうで言うておりますのは、この明治維新が起こった最初のその戦いの中で、幕府軍に対して長州軍が非常に弱く、一旦は負けそうになったけれども最終的に勝利したという中に、その、住民の力がその中で大きく働いておった。つまり、民衆の力を再評価したいと、PRをしたいというのがまず趣旨になっておりまして、この中で、DVDをつくる、それからロゴマークをつくってPRをしていく、それからのぼり旗をつくる、それから史跡の整備をする、それから商船の大島丸を活用した学習会を開催していきたい。

それから、来年になりますけれども、シンポジウムを、その、6月7日の前後に開催をして、町内外に四境の役の意義なり、評価なり、再評価なりを発信していきたいというのが大きな趣旨であります。

次に、日本ハワイ移民資料館の事業ですけども、これにつきましては、事業内容を説明させていただきますと、現在、明治18年から明治27年までの官約移民につきましては、データができております。これは、全国で2万9,000人程度の移民の方、そのうち大島郡は3,900人余りだそうですけども、このデータはできておると。

で、その後のデータ、明治27年以降から大正15年までの間、33年間ですけども、この

間の移民については、外務省の外交資料館の中に、移民取り扱いを掲示する海外渡航者名簿というのが全62冊あります。これについて、昨年の9月補正において、写真データをとると、写真データを作成するというので議決をいただいております、この年度末までに完了する予定になっております。このデータが約53万人分のデータがありまして、これはハワイ以外のデータも入っておりますけれども、このハワイのデータだけを抽出して、この間の移民者のデータ整理をしたいというふうに考えております。

で、これを、どのようにつくったらいいかということで、資料館の指定管理者のほうとも協議をいたしまして、最もその来館される方が喜ばれるというか、興味を示されるであろうという形にしていきたいということで協議をして、今回補正を上げておるところでございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、1点が、繰越明許について質疑を行います。

今回、この部分、いわゆる事業繰り越しの分は別にして、既に補正予算化されとった部分について、県議会議員選挙費はいいですから、そのほかの部分、海岸保全整備事業、ながうらスポーツ滞在型施設管理経費、原石山管理事業、道路新設改良事業、それぞれ事業箇所があると思います。事業箇所の繰越状況、例えば、金額で何ぼを、いわゆる事業費全体で何ぼ、幾ら繰り越すんだよと。そして繰り越し理由ですね。例えば、工事着工が遅かった、発注が遅かったとか、いろいろありましようから、それぞれ、今指摘した部分で、工事現場ごとに答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、先ほどからずっとプレミアム商品券発行事業について、それぞれの議員から質疑がありました、いわゆる事業所の届けです。公募によりますと、事業所の届け、公募をやりますということではありますが、範囲が非常にわかりにくい。例えば、さっき、部長の答弁によると、町内にある事業所、ほとんどできますよということになります、その一方、原材料についてはだめですよというのが言われたと思うんですが、これが非常にわかりにくい部分があるというふうに考えております。

ですから、事業所名、いわゆるどういうところが、例えば、町に届け出を出したら可能なのかどうか、線引きがあるのかないのか、線引きがなけりゃあ、おかしいことになりますので、やっぱり一定の線引きを考えちゃんじゃないかなと思うんで、なかったらありませんと、線引きがですね、いう答弁をまずして、その答弁を聞いてから質疑を行いたいというふうに思います。

それと、それぞれ事業費等について、例えば、賃金が組まれております。例えば、この方は窓口で雇い入れる人かなとか、この方はこっちで雇い入れる人かなというのは、賃金で組まれてお

りますから、その状況について、また今から絵を描くといったら御無礼ですが、今から何人ぐらいを雇うて、こうしようと思う程度のことだろうというふうに思いますので、それぞれ賃金で組み立てられている部分について、例えば、プレミアムとここで組んじよったら、これは、こういう立場で賃金で組みましようという格好で報告をいただければ、それぞれ、こういう予算がついたときはどうしても賃金でぱっぱと組むし、報償費といいますか、それで組むし、それぞれがある程度今の段階で、要綱文までは確定してない段階で聞くのはちょっとつらいかもわかりませんが、答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 広田議員さんから2点ばかりの質問で、まず、繰り越し関係からの御説明をいたします。

ほぼ、産業建設部関係かと思えます。産業建設部の繰越明許費について、補正予算書5ページ、6ページの表の順により説明をいたします。

今回の追加補正分はいいんですかね、はい。それでは、当初予算からの話の中で説明をいたします。

まず、5款の農林水産業費3項水産業費、海岸保全整備事業の4,267万3,000円については、漁港海岸保全施設整備事業でございます。平成26年度の海岸保全整備事業の全体の工事費は3地区であり、全体事業としたら1億2,520万4,000円でした。2地区につきましては、完成いたしまして、残り1地区が白木（外入）の漁港海岸保全施設整備工事の繰り越しであります。現在は、入札執行中でありまして、この工事分につきましては、進捗率ゼロ%であります。契約予定は4月初旬を予定しております。

また、繰り越し理由につきましては、主に地元調整に不測の日数を要したものであります。

次に、6款商工費1項商工費、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費は、塩風呂保養館のボイラーの更新工事であります。全体事業費1,562万2,000円の中、944万7,000円を繰り越そうとするものであります。

現在の温浴設備は、化石燃料系A10のボイラーを設置しております。ボイラー設置場所は地下1階にあり、機械室が狭隘なため、諸条件、狭い搬入路、狭い室内にボイラーや配管を配置するレイアウト、建築基準法、消防法、また地滑り区域等のいろいろな制限がかかっておりまして、この協議に不測の日数を要したため、工事管理費及び工事請負費を繰り越すもので、工事進捗率につきましては、ボイラーの製作に取りかかっており約20%でございます。

次に、7款の土木費1項土木管理費、原石山管理事業であります。原石山とは、屋代ダム建設に利用した岩や石を採取した原石山の跡地を残土処理場として使用していたものであります。こ

の残土処理が計画した土量になり、平成26年度の予算をもって事業終了を予定しておりました。しかし、本町の他工事——道路改良等でございますが——の流用土として処分場を仮置きした土砂の搬入が年度末となりましたため、このため、処分場の整地工事や郷の坪橋から残土処理場までの町道屋代湖線旧ダム工事用道路の舗装工事の年度内の完成が難しくなり、繰り越して工事を実施するものです。地元へは、原石山の搬出入が完成後に一括補修するという地元説明もしておくことであり、また原石山管理事業は、平成27年度から予算計上はしておりません。ついては、以上の理由から、屋代湖線舗装補修工事240万円は入札手続中、処分場の整地工事260万円、合計500万円について繰り越しをお願いするものでございます。

次に、7款の土木費2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、1億2,689万3,000円の繰り越しをお願いしております。改良事業全体工事費は1億8,185万5,000円で、全体の執行率は約30%であります。

繰越額を費目ごとに主なものを説明いたしますと、町道箕越塩宇線道路改良工事や東橋橋梁補修工事などの工事費が約8,700万円の繰り越し、また三ツ松東線などの用地補償額が3,100万円を繰り越すこととしております。

なお、繰り越し理由は、道路改良では地元調整、橋梁補修は県との河川協議に不測の日数を要したため、用地補償費は地権者が遠方に在住しており交渉手続に不測の日数を要したことが主な理由であります。

以上が、産業建設部関係の繰り越しでございます。

次に、プレミアム商品券の登録店のことについての御質問でございます。取扱店の登録につきましては、資格要件につきまして、周防大島町内に立地する店舗、事業所であること。で、プレミアム商品券実施要綱を遵守すること等でございます。

対象外事業所としますと、ちょっとまあこれ、ちょっと中のほうで今協議中で、まださらなる詰めが必要とは思いますが、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する事業所を行う者が対象外、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者等々をしております。

で、商品券の取扱店の厳守事項を今検討中でございますが、今の段階での厳守事項を申し上げますと、取扱店は商品券が利用できる店であることが明確になるよう町が配布する取扱店表示等を消費者にわかりやすい場所に掲示すること。商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能。商品券と現金の交換は禁止、おつりは出さない、代金の不足分は現金等で受け取ること、商品券を受け取った取扱店は再流通を防止するため、裏面に、指定欄に取扱店名の記入、押印をすること。

で、商品券が偽造であったり、不正に使用されている券の受け取りは拒否すること。また、商品券の盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者——周防大島町は責任を負わない。

みずから商品券を購入し、自店舗で使用されたかのようにいつわり換金する行為または店舗等事業者が当該事業を利用して、事業者として利用に供するための物品、サービス等の調達に用いることはできない。回収した商品券を回収・換金に回さず、他の取扱店で使用しないこと。その他、本事業の趣旨に反する行為を行わないことという以外のことについては登録をできるかと思えます。

濟いません。予算上の賃金等の話でございますが、賃金につきましては、臨時職員を賃金、今回108万8,000円ほど計上しております。この方で事務的な補佐をしていただくように考えております。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 賃金ですけども、12ページの子育て世帯応援券配布事業の賃金、臨時職員の賃金ですが、3カ月1人を予定しております。

13ページの健康増進事業の非常勤職員の賃金ですが、一月1人を予定しております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 賃金の関係でございますけども、10ページの企画費の企画一般経費で、賃金83万円を計上しております。これは、周防大島町版の総合戦略を策定するに当たりまして、アンケート調査等々を行うことにしております。これの配布あるいは改修、それから集計等々を行うために、1人分の賃金の計上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 基本的には今からと、プレミアム商品券はね。今から要綱を完成させて、今からきちっと固めていくという捉え方でええんかな、どうなのかなというのが危惧しております。

それが、例えば、今までは、いわゆる補助事業でリフォーム助成事業がありました。それで、それは、町内業者育成ということでやっておりましたが、御承知のように、新年度はなくなります、この事業は、残念ながら。そうすると、例えば、私たちが新たに、例えば水回りをしたいという場合とか、いろいろ発生するわけよね。ひとり親方でやるか、業者でやるかは別にして。ほいで、登録しちよったら、ひとり親方でもできますよという感覚でよろしいのかどうなのかもちよっと聞いちよきたいなというふうに思います。ちよっと待つてね、2回目じゃけえ。

それともう一つは、繰越明許について聞いときたいというふうに思いますが、実は、昨年もかなり繰越明許では議論しました。

ほいで、ことしも、実は、外入の繰越明許が出ちよるんです。ほいで、去年どういう議論をしたかという、いわゆる地元から、いわゆる要望が出て、そしてこの間着手ができなかったとい

うのが繰越明許の理由でした。これは去年の理由。ほいで、ことしは、私はそのとき、いや、決してその漁については、その時期にはせんのもんじゃないでしょうかつちゅう議論したんですよ。ほいで、地元の漁師さん等に聞いてもそうぴっとは来んかったわけですね。だから、おかしいんじゃないかちゅう議論をしました。

ほいで、ことしも、同地区、外入の同地区の、いわゆるところなんかどうなのか、また理由について、実際的にはどういう理由からなったのか。ちょっと、同一理由じゃちょっと去年からしてことしになって、ちょっとわかりにくいんで、部長のほうで答弁できれば、受けておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） まず、プレミアムのほうでございますが、リフォームにつきましては、一応可能であろうというふうに考えております。で、今言う、ひとり親方につきましては、先ほど登録業者のいろいろなことを申しましたが、それが全部クリアすれば、登録した上で、ひとり親方のところについてもそれは可能だというふうに考えております。

次に、繰り越しについてでございます。

先ほど、繰り越し事由として主に地元というふうなことも言ったかとは思いますが、地元関係と調整し護岸整備の執行区間について準備をしておりました。ただ、いろいろ過去の被災歴とか、その変更は、被災歴を考慮していろいろやっていたんですけど、場所をなかなかこう、先、こっちをしてくれとか、いろんな地元要望がございまして、その辺でまた、それを言いますと変更認可ともなりますし、またあと、今回3地区ということのをさっき説明しましたが、3地区の入札の剰余金というか、その執行残もありまして、その辺の整理した上で、なかなか発注時期が変更認可を受ける手続も、今の地元との調整と一緒にあわせて、時間がかかったということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実は、この間、船越のほうから外入のほうへ行ってきました。ここが引つかかるのかなという感じで現場を見させてもらいました。ほいで、やっぱりきちっと対処するちゅうことは行政が、やっぱり大事な視点があるというふうに、私は感じております。この部分は、この議案に賛成する、賛成しない以前の問題として、行政のほうはやっぱりきちっと対応すべきじゃということは言うちよきたいというふうに思います。実際的には、ほとんど変わってないかなと、せっかく去年、議論したのに、余り変わってないのかなという点が危惧の状況です。

「並行執行」ちゅう言葉もありましたが、実際的には、その部分と同じような部分があるというふうに考えております。

それと、今回、積極面で聞いときたい、積極面。住民サービスの条の部分。（発言する者あり）という部で、いわゆる中学校までの医療費無料化、この制度はずっと町長とも議論してきました。ほいで、必要性についても議論しました。そういう中で、実際的には、今回、国のメニューの中でやっていくということでもあります。

ほいで、実際的にこの制度が出発すれば、多くの皆さん方がいわゆるよしとする事業だと、ほいで役立つ事業だというふうに、私自身も考えております。

そういう中で、短期的に考えんこう、長期的にいわゆる事業を考えるという視点に立ちよるというふうに考えてよろしいのかどうなのか。いわゆる短期的というのは、国の事業がある間、長期的というのは、仮に、国の事業が、それがなくなった場合でも、いわゆる今の財源を使って、本町の財源の中でやっていくという考え方でよろしいのか。今から出発ですが予想はつきますから、町長の考え方、聞いときたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回、国の補正の交付金を活用してという事業をスタートするわけですが、28年度以降のことだろうと思っておりますが、当然、先ほどから申し上げましたように、27年度中に新たな周防大島町の地方版総合戦略を策定します。その中に、この事業も当然盛り込んで、もし国が認めていただければ、国の新たな交付金の対象になる可能性もあります。それは当然、その財源を活用すると。で、もしそれが該当にならなければ、いずれかの財源を確保しながら、当然、こういったサービスですから、開始すれば引き続き実施をしていく必要があらうというふうに考えております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 広田先生の質問の続きですが、海岸保全事業の繰り越しちよるとこの受けている業者名を（「業者名、業者名って……」と呼ぶ者あり）当局、お願いします。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後2時35分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 先ほども説明はちょっと触れたかと思いますが、現在、入札執行中でございますので、まだ業者は未定でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか。平野議員。

○議員（10番 平野 和生君） しつこいようですが、またプレミアム券について。販売窓口ですよね、これ役場、各総合支所とありますが、出張所での販売は考えておられないのでしょうか。



○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今んとこ考えていません。

○議長（久保 雅己君） 平野議員。

○議員（10番 平野 和生君） 絶対、交通弱者がおるはずなんですよ。大島郡、僕、もう言う必要ない。東西で長い地域と南北に長い地域あります。そのために出張所があるんじゃないですか。絶対これブーイング出ますよ。もう一度答弁お願いします。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 平野議員さんの思い、大変よくわかるんですけど、今の予算との話とか、今の現金を扱うとかいうことで、大変重要な事務、大事な事務と思います。

たとえ、出張所ないがしろするわけじゃないんですけど、これについては総合支所に対応したいと考えております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 先ほど尾元さんの一般質問でありましたが、プレミアム商品券が対象にならない部分をもう一度明確に教えていただきたいと思います。

また、広田先生からも質問がありました、上限が幾らかという話ですが、これは明確に表示しとったほうがいいんじゃないかと思います。後々問題が起きる可能性があるので、100万円なら100万円というの、当然やとったほうがええと思います。

この2点お願いします。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 小田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

プレミアム商品券、大変皆さんの興味もありますし、本当、大島郡周防大島町の景気にすごく影響あるし、使いやすいようにしなくちゃいけないとは思ってますし、ただ、私たちも、国からの交付金ということでございます。国のいろいろな制約もあるとこでやっております。

そん中で、まず使ってはいけないものにつきましてですが、先ほど広田議員、どなたかの質問に答えたかと思いますが、換金できるものとか、そういうものについては、国のほうから明確にやってはいけないというふう聞いております。

今の上限についてなんですけど、今先ほど、私100冊100万円でプレミアムがついて120万円。これは今、国のほうの担当者のほうの考えであります。今、町といたしましたら、一応1人1回10万円分で12万円になりますけど、その規定しか今盛り込んでおりません。そこをどうするかというのを、売れ残ってもいけませんし、早くとにかくこの期間に使い切ることが経済対策に思っております。

上限を設けるということも大事かもしれませんが、今のところ、その考えじゃなしに、表紙にそ

の辺のことは記入、できれば書きたいとは思いますが、とにかくこの短期間に町に割り当てられたプレミアムを消費するということが一番大事じゃないかというふうに考えております。

○議長（久保 雅己君） 小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 考え方じゃなくて、問題が起きるから、上限は設定しとったほうがいいじゃないかということです。それをどう思うか。

売れ残るか売れ残らんかというのは、1カ月なら1カ月、2カ月なら2カ月でやったらわかることですから。その後、6カ月あるわけです。ですから、それは問題ないと思います。それを踏まえて。

それともう一点。先ほど、尾元さんのときに言われた、対象にならないものを明確に教えてください。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。55分まで。

午後2時41分休憩

午後2時55分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） どうも大変失礼しました。私の説明が大変まずくて申しわけございません。

販売については、先ほど、きょう朝から配布してありますこと書いてあります、1人当たりの販売額については、1人1回につき10冊まで、本人確認不要の取り扱いでございます。

そして、販売の使用対象外というものでございますが、国が平成27年1月に、まち・ひと・しごと創生本部事務局から来た資料によりますと、対象外とするものは出資・債券の支払い、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、仕入れ等の事業資金というのが例示として挙がっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 済みません、答弁漏れでした。

先ほどの資料の中の続きでございますが、不動産等の利用促進に際しということで、不動産取得のそのものは対象としないというふうになっております。家財品等の撤去、ある種のリフォームとみなして対象とすることができるということで、不動産についての取得については対象外ということで国からの……（「不動産の取得だけ対象外」と呼ぶ者あり）そうですね。というふうに指針で出ております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 先ほど、この地方創生の先行型ということで、27年度からのことが質疑がありましたが、私のほうからは歯周病健診事業について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これ、歯周病健診にかかわる費用を助成しと、健康寿命の延伸ということで上がっておりますが、例えば、これ、歯周病これだけ初めて、もちろん新規事業と思うんですけど、どういった形で展開をされるのかということなんです。

といいますのが、例えば、がん検診とかもろもろのように、どっかに集まって、町民が集まったところで歯科医が来られての展開なのか、こちらが各歯科医のところを訪問して、そこでかかった経費に対しての助成ということの意味しているのか。その辺のところはちょっと知りたいとこです。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 歯周病健診につきましては、各自が歯科医へ行って健診を受けるとことです。それで、3,150円を委託料のうち、1,000円が自己負担ということになります。（「1,000円が自己負担」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） ということは、別に町内の歯科医にこだわらなくていいということなんですか。これは問題ないですか。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 町内の歯科医ということになっております。（「町内の歯科医」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） いや、といいますのが、なかなか地元に行ってらっしゃる方は非常にいいんですが、例えば町外でお世話になっていらっしゃる方々が、歯周病の健診だけちょっと町内で診ていただくというのが非常に心苦しい中に、検診率が下がるんじゃないかなというようなことをちょっと危惧したところであり……。その辺、もう決定ですね、その方向は。（「歯科医師会」と呼ぶ者あり）歯科医師会。（「町内の」と呼ぶ者あり）町内の歯科医師会。ということですね。いえいえ、わかりました。ありがとうございます。

○議長（久保 雅己君） よろしいですか。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 歯周病健診ちゅうの、今でも既にやってるわけですよ。

それで、今回は40歳以上ですよ。40歳以上全ての方を対象に、町内の歯科医師会のほうと協議をしまして、町内の歯科医師の皆さん方の協力をいただくということで、3,000円幾

らのやつの検査料を個人負担1,000円でやっていただくということで、こちらの医師会と協定を結んでおりますので、町内の歯科医師会のほうでお願いしたいと思います。

そして、歯周病健診の結果、歯周病であるというふうに判断されたら、それは今度は自己負担で、ぜひとも歯周病を治していただきたいということなんですね。これが、歯周病が原因で、いろいろな病気を引き起こすということが最近、相当よくわかってきて、そして、この件につきましても、町立の大島病院の松本院長先生のほうから、ぜひとも歯周病を早く見つけて早く治療することによって、ほかの病気が相当改善が見られるというふうな提案もありまして、それで今回、40歳以上の皆さん方にまず健診をしていただき、そして歯周病が発見されたら早く治療していただくというのが、健康づくりに非常に大切だというような提案いただきましたので、ぜひとも町内でお願いをしたいと思っておりますのでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論採決は、次の本会議といたします。

---

#### 日程第5. 議案第58号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、議案第58号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第58号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

本案は、日額報酬の支給対象となる非常勤職員の職名を追加するため、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

平成26年12月2日に施行された、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定による、仮称でございますが、周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたり、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する地方創生推進協議会を設置し、戦略の方向性や具体案について審議、検討をするため、今回職名を追加しようとするものでございます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第58号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 発議第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。平川敏郎議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

本案は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、長及び委員長等の出席義務を規定した地方自治法第121条が改正されたことから、周防大島町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

議案つづりの7ページ、8ページの議案と新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

第19条、説明員の出席説明の要求手続の規定において、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正するものであります。

施行期日は平成27年4月1日としておりますが、附則第2項において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項により、現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職することになり、改正後の規定は適用されない旨を規定しております。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 地方自治法の改正のときに、私、本会議質疑で、今回の教育委員

会の教育長に改める。もともと教育委員会の委員長をなくすと、そのことによって、いわゆる行政の執行権者の執行権が強まるんじゃないかという危惧を示して反対しちよったんですが、執行部の提案はそうじゃない、ということで答弁がありました。

ほいで、その点で、提案者のほうの基本的考え方、これを聞いちょきたいなというふうに思います。よろしく。

○議員（2番 平川 敏郎君） お答えします。

これは改正後のことでございます。改正後ですが、町長と教育長の役割において、町長が教育長を任命するが、教育委員会も執行機関であり、両者いわゆる町長、教育長は執行機関の代表である。それと、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育長は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者となる。それと、町長と教育委員会の連携の強化。それと、従来どおりであります。町長は教育委員会の予算の編成、執行、条例案の提出をする。

それともう一点、従来どおりであります。学校の設置及び廃止等の権限は教育委員会にある。また、町長が公の場で、教育政策について議論することが可能となる。

それと、つけ加えですが、総合教育会議の設置において、町長が招集し、町長と教育委員会により構成される。町長と教育委員会が協議、調整することにより、教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たる。

それと、教育に関する大綱の策定において、総合教育会議において町長と教育委員会が協議調整を尽くし、町長が策定する。

以上の点から、改正後の点で反対をしておるとか言われた広田さんの意に反することはございません。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 意に反することはありませんというのが最終。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）提案者の声みたいなんですが、実際的には教育委員会を代表する教育長と、実際には行政権を代表する町長が、いわゆる合意形成をして、最終的には町長が決める内容、これが発生します。

そんときに、最終部分ですよね、これが果たしてどうかなという危惧があります。最終的に町長自身が、例えば教育長と町長がおって、町長のほうが当然、全体の立場からいやあ、いわゆる権限があります。合議制ですから、合議します。合議して、そりゃたまたま、町長と教育長が違う場合。それが発生しないかというのが、私の危惧です。

ほいじゃけえ、それが絶対発生しないというのが提案者の説明なんで、それを聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議員（2番 平川 敏郎君） 間違いありません。

○議長（久保 雅己君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、平川議員、お疲れでございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（久保 雅己君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

次の会議は、明日3月18日、午前9時30分から開きます。

午後3時12分散会

---